

# 第8期東彼杵町高齢者福祉計画 及び介護保険事業計画



令和3年3月

東 彼 杵 町



# 目 次

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....      | <b>1</b>  |
| 1 計画策定の背景と目的.....                | 1         |
| 2 計画の位置づけ.....                   | 3         |
| 3 計画期間.....                      | 4         |
| 4 策定体制.....                      | 4         |
| 5 計画に記載する事項.....                 | 4         |
| 6 国の基本指針.....                    | 5         |
| <b>第2章 高齢者を取り巻く現状</b> .....      | <b>6</b>  |
| 1 人口・世帯等の状況.....                 | 6         |
| 2 介護保険事業の状況.....                 | 14        |
| 3 アンケート調査結果の概要.....              | 18        |
| <b>第3章 計画の基本方針</b> .....         | <b>34</b> |
| 1 基本理念.....                      | 34        |
| 2 基本目標.....                      | 34        |
| 3 日常生活圏域の設定.....                 | 35        |
| 4 施策体系.....                      | 36        |
| <b>第4章 高齢者福祉サービス</b> .....       | <b>39</b> |
| 1 基盤整備.....                      | 39        |
| 2 地域生活の支援.....                   | 41        |
| 3 安心・安全の暮らしづくり.....              | 42        |
| 4 社会参加・生きがいづくり.....              | 45        |
| <b>第5章 介護保険サービス</b> .....        | <b>47</b> |
| 1 居宅介護（介護予防）サービス.....            | 47        |
| 2 地域密着型サービス.....                 | 54        |
| 3 施設サービス.....                    | 57        |
| <b>第6章 地域支援事業</b> .....          | <b>59</b> |
| 1 介護予防・日常生活支援総合事業.....           | 59        |
| 2 包括的支援事業.....                   | 64        |
| 3 任意事業.....                      | 68        |
| <b>第7章 介護保険事業に係る費用と保険料</b> ..... | <b>71</b> |
| 1 事業費算出の流れ.....                  | 71        |
| 2 事業費の見込み.....                   | 73        |
| 3 第1号被保険者介護保険料基準額（算定表）.....      | 75        |
| 4 所得段階別加入者数.....                 | 76        |
| <b>第8章 計画の推進体制</b> .....         | <b>77</b> |
| 1 推進体制の整備.....                   | 77        |
| 2 介護保険サービスの質の向上と事業の適正化.....      | 78        |
| 3 計画推進に向けた役割分担.....              | 80        |

|            |                            |           |
|------------|----------------------------|-----------|
| 4          | 計画の進行管理と評価.....            | 81        |
| 5          | 計画の周知.....                 | 81        |
| <b>資料編</b> | .....                      | <b>82</b> |
| 1          | 東彼杵町介護保険事業計画策定委員会設置要綱..... | 82        |
| 2          | 東彼杵町介護保険事業計画策定委員会委員名簿..... | 84        |
| 3          | 用語解説.....                  | 85        |

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と目的

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測されます。さらに、核家族世帯や単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

このような状況のなか、国においては、平成12年度に介護保険制度を創設し、要介護高齢者や認知症高齢者数の増加、介護保険サービスの利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを繰り返してきました。

平成26年6月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（地域医療・介護総合確保推進法）を制定し、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を進めてきました。その後、平成29年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むことにより、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう施策を進めています。

さらに、令和3年の社会福祉法等の改正では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築の支援のほか、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化など、所要の措置を講ずることとされています。

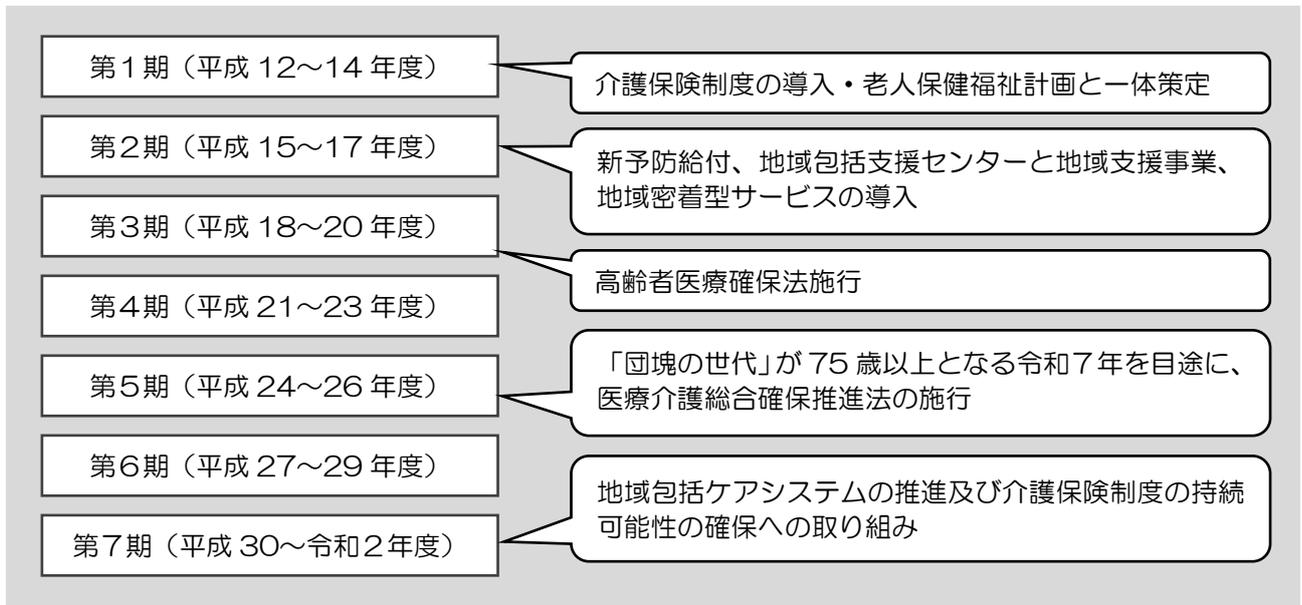
東彼杵町においては、平成29年度に策定した「東彼杵町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」に基づき、保健福祉サービスの充実や、介護保険事業の整備等を計画的に取り組んできました。このたび、「東彼杵町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」が本年度で満了を迎えることから、令和3年度を初年度とする「第8期東彼杵町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年と、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年の双方を念頭におきながら、これまでの取り組みの成果や課題の分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指して策定するものです。

**【これまでの介護保険事業計画】**

第7期介護保険事業計画では、第6期を踏まえ、地域包括ケアシステム構築ロードマップに基づく地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みが進められ、生活支援コーディネーターや認知症初期集中チームの設置、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の開設等、地域共生社会を実現するための体制づくりに取り組んできました。

**第7期介護保険事業計画までの制度改定の経過**

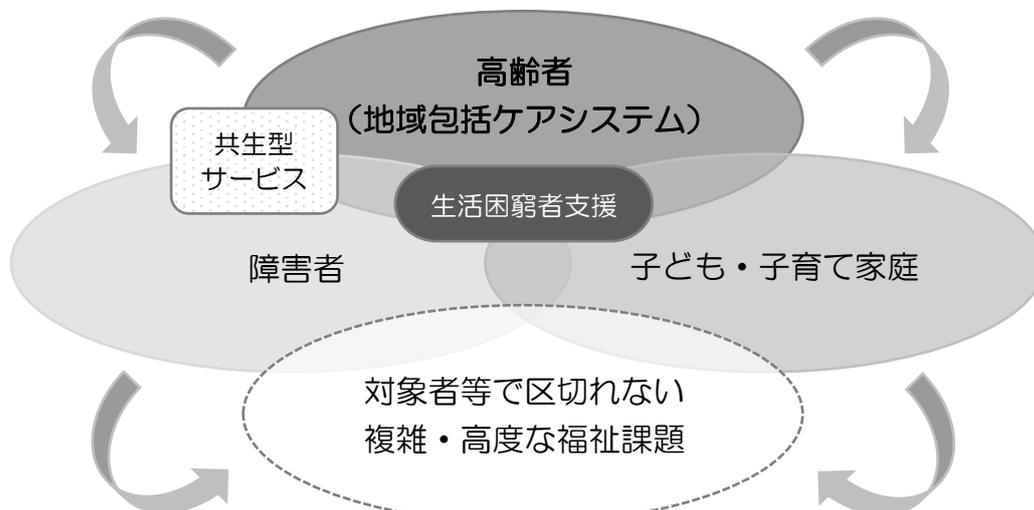


**【地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現】**

超高齢化社会におけるさまざまな問題に対応するためには、対象分野ごとの福祉サービスを充実させるだけでなく、制度と分野、支え手と受け手の関係を超えた「地域共生社会」を実現していく必要があります。また、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要です。

第8期介護保険事業計画では、「地域包括ケアの推進」をさらに深め地域共生社会を実現するため、組織横断的な連携により生活支援・見守り等の地域に必要なサービスの構築や効果的な介護予防・重症化予防の取り組み等の実施により、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組んでいきます。

地域共生社会の実現 概念図



## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。

#### ○「老人福祉法」から抜粋

(市町村老人福祉計画)  
第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

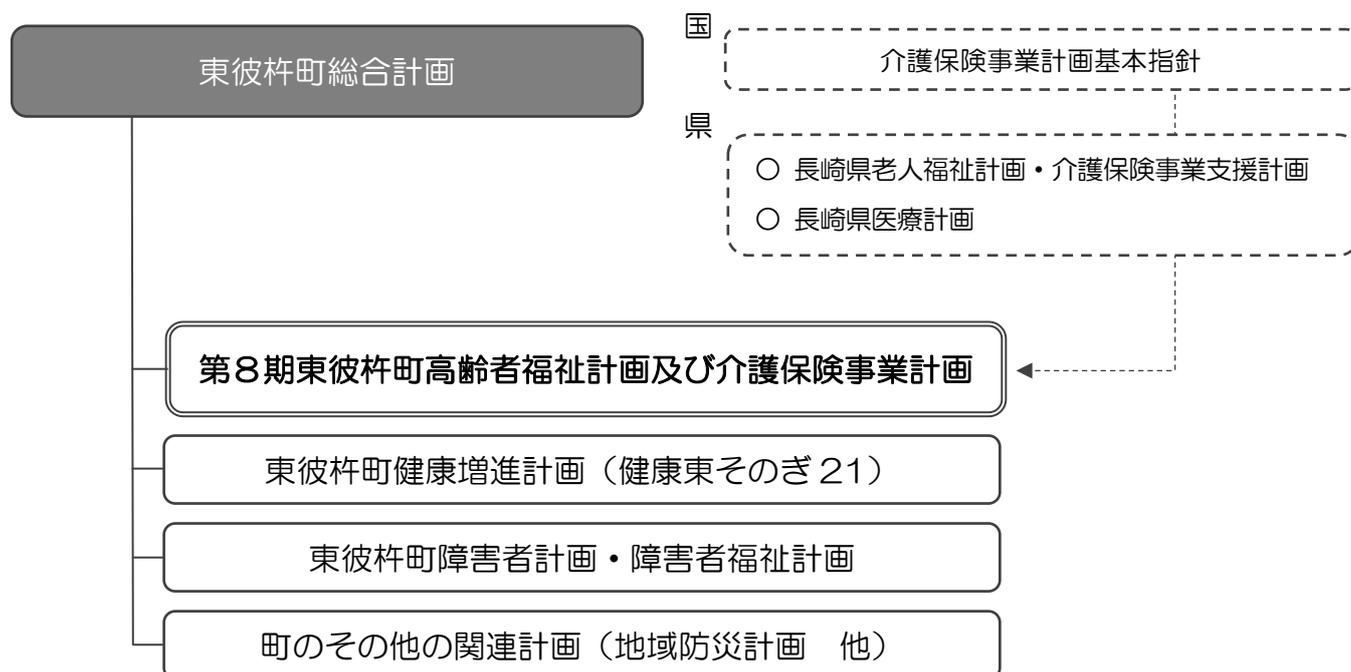
#### ○「介護保険法」から抜粋

(市町村介護保険事業計画)  
第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

### (2) 他の計画との関係

本町では、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、二つの計画を一体化した計画として、「第8期東彼杵町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定します。町の上位計画等との関係は、次の図のとおりです。

他の計画との関係



### 3 計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、3年を1期とする計画の策定が義務づけられています。第8期の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

(年度)

| 平成 27～平成 29 | 平成 30～令和 2 | 令和 3～令和 5    | 令和 6～令和 8 | 令和 9～令和 11 |
|-------------|------------|--------------|-----------|------------|
| 第6期計画       | 第7期計画      | <b>第8期計画</b> | 第9期計画     | 第10期計画     |

### 4 策定体制

#### (1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、関係者及び町民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や町民の代表等により構成される「東彼杵町介護保険事業計画策定委員会」を設置し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。また、町民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

#### (2) アンケート調査の実施

介護の実態や施策ニーズを把握し、計画策定の参考とするため、次のアンケート調査を実施しました。

- ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- ②在宅介護実態調査

### 5 計画に記載する事項

○第8期介護保険事業計画（国の基本指針に基づく）

- ・日常生活圏域の設定
- ・各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み
- ・各年度における必要定員総数（※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）
- ・各年度における地域支援事業の量の見込み
- ・介護予防・重度化防止等の取り組み内容及び目標
- ・第8期介護保険料の設定

○第8期高齢者福祉計画

- ・介護保険事業の対象外のサービスに係る事業の目標

## 6 国の基本指針

第8期においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、団塊の世代が後期高齢者（75歳）となる2025年に向けた地域包括ケアシステムの整備、現役世代がさらに急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた位置づけとなることが求められます。

### 第8期計画において記載を充実する事項

|   |
|---|
| <b>1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備</b>  |
| ○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定   |
| <b>2 地域共生社会の実現</b>  |
| ○地域共生社会の実現に向けた考え方や取り組みについて記載  |
| <b>3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)</b>   |
| ○一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載  |
| ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載  |
| ○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載  |
| ○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定  |
| ○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載）  |
| ○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載  |
| ○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載   |
| ○PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載   |
| <b>4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化</b>  |
| ○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載  |
| ○整備にあたっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定   |
| <b>5 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進</b>  |
| ○認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載（普及啓発の取り組みやチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載） |
| ○教育等他の分野との連携に関する事項について記載  |
| <b>6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化</b>  |
| ○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載  |
| ○介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載   |
| ○総合事業等の担い手確保に関する取り組みの例示としてボランティアポイント制度等について記載   |
| ○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載  |
| ○文書負担軽減に向けた具体的な取り組みを記載  |
| <b>7 災害や感染症対策に係る体制整備</b>  |
| ○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載   |

出典：社会保障審議会（介護保険部会 第91回）資料より

## 第2章 高齢者を取り巻く現状

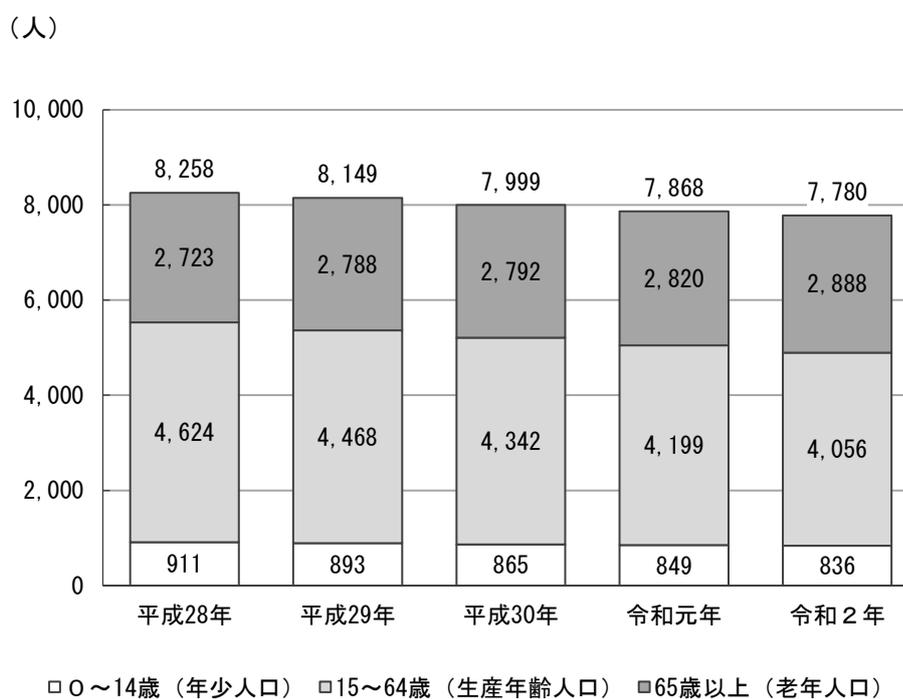
### 1 人口・世帯等の状況

#### (1) 総人口の推移

本町の総人口は、平成13年3月末に1万人を切り9,992人となった後も、減少傾向が続き、令和2年には7,780人となっています。

年少人口と生産年齢人口については、減少が続いていますが、老年人口は増加が続いています。

年齢3区分別人口の推移



資料：各年9月30日現在住民基本台帳

単位：人

|                    | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年  | 令和2年  |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総人口                | 8,258 | 8,149 | 7,999 | 7,868 | 7,780 |
| 0～14歳<br>(年少人口)    | 911   | 893   | 865   | 849   | 836   |
| 15～64歳<br>(生産年齢人口) | 4,624 | 4,468 | 4,342 | 4,199 | 4,056 |
| 65歳以上<br>(老年人口)    | 2,723 | 2,788 | 2,792 | 2,820 | 2,888 |

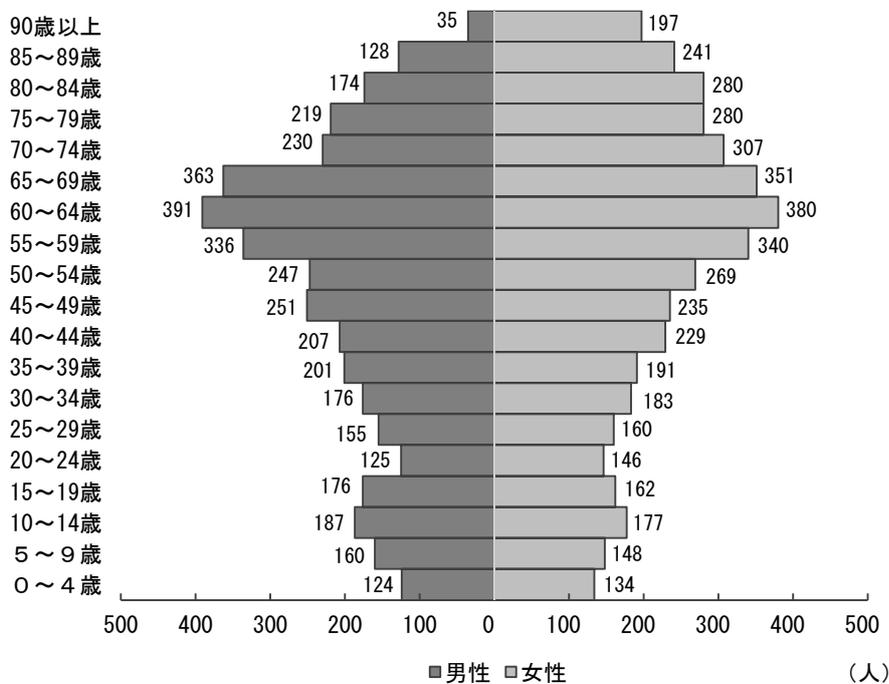
資料：各年9月30日現在住民基本台帳

平成27年と令和2年の人口ピラミッドを比較すると、平成27年は、男女共に60～64歳が最も多くなっていますが、令和2年は、男女共に65～69歳が多くなっています。

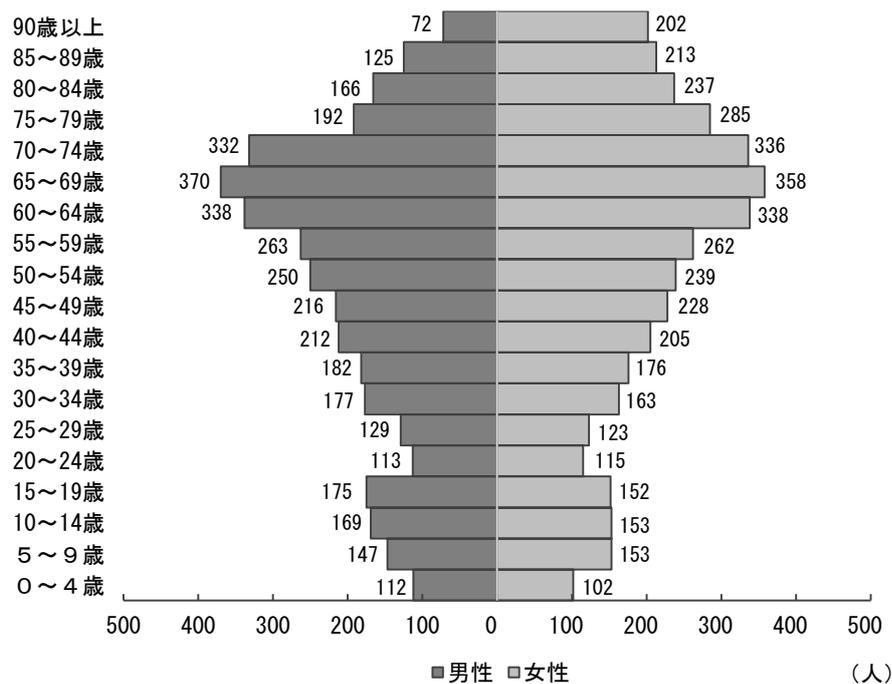
また、65歳以上をみると、男性では75～89歳、女性では80～89歳を除く年齢において、平成27年よりも多くなっています。

### 人口ピラミッドの推移

平成27年



令和2年

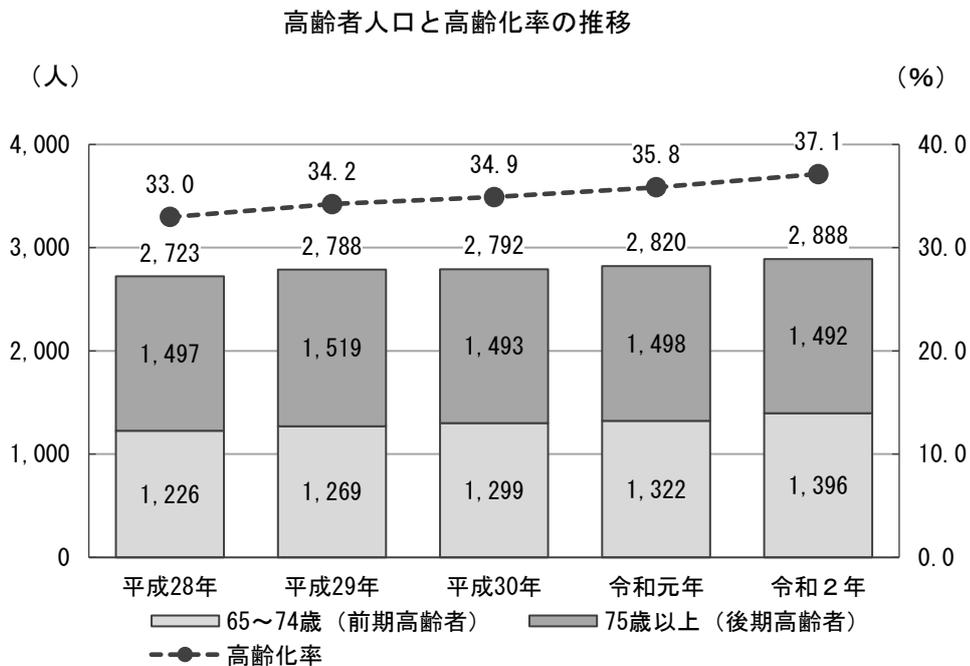


資料：各年9月30日現在住民基本台帳

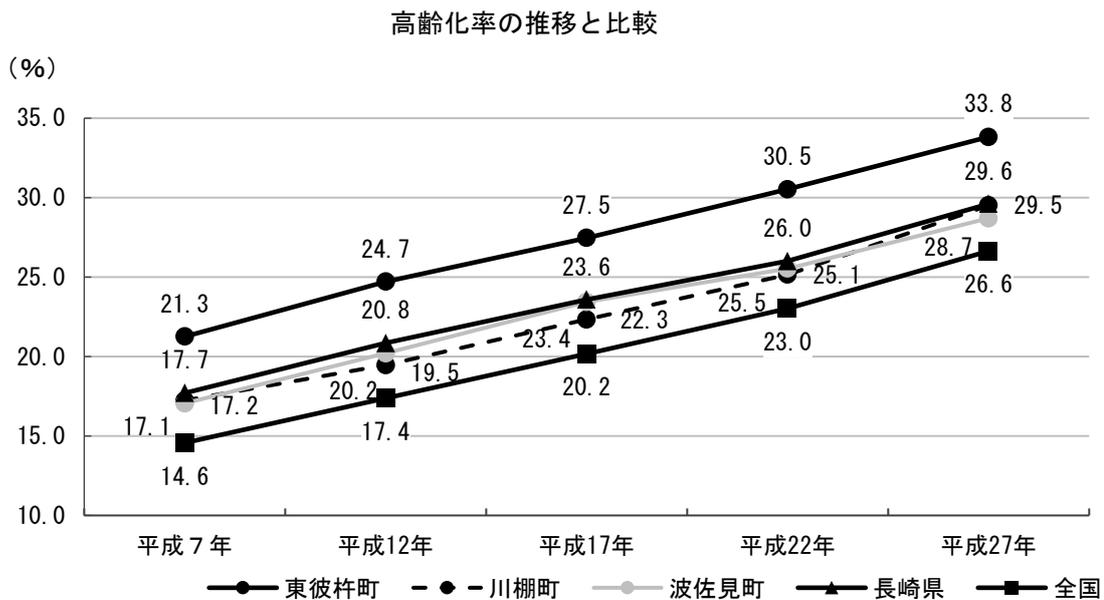
## (2) 高齢者人口と高齢化率の推移

本町の高齢者人口は、平成28年の2,723人から、令和2年には2,888人となり、4年間で165人増加しています。また、前期高齢者は増加傾向、後期高齢者は増減を繰り返しながら推移していますが、高齢化率は上昇が続いていて、令和2年は37.1%となっています。

高齢化率について、川棚町、波佐見町、長崎県や全国の値と比較すると、本町の高齢化率は高くなっています。



資料：各年9月30日現在住民基本台帳



資料：国勢調査

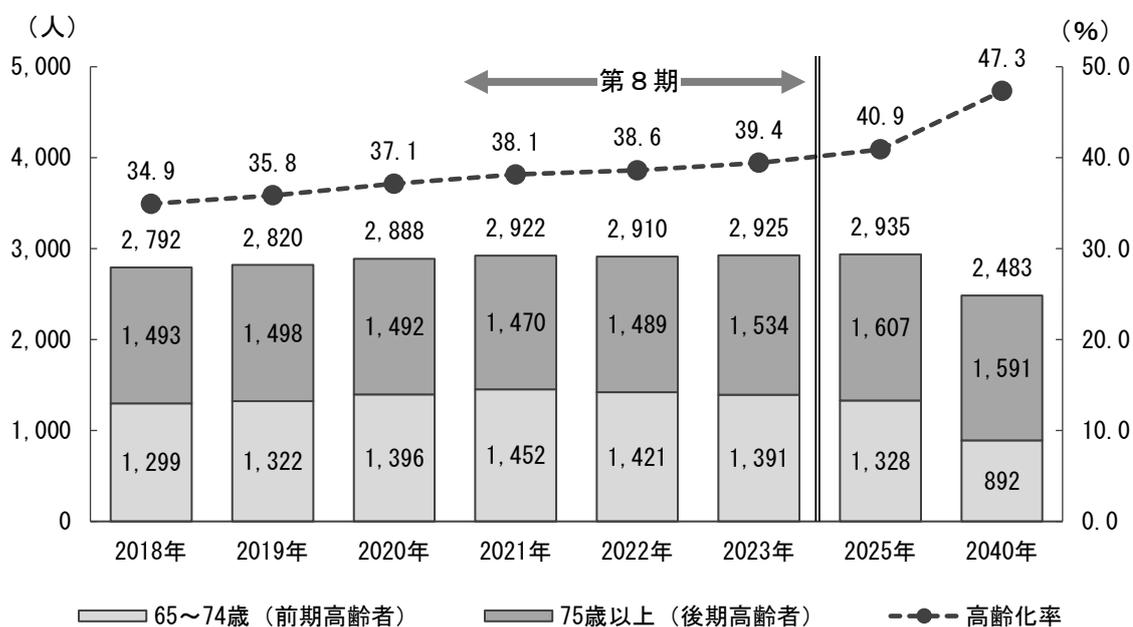
※「高齢化率」は年齢不詳を除いて算出しています。

### (3) 高齢者人口の推計

高齢者人口は、第8期計画期間の最終年度である2023年には2,925人となり、「団塊の世代」の全ての方が75歳以上となる2025年には2,935人、「団塊ジュニア世代」の全ての方が65歳以上となる2040年には2,483人になると予想されます。また、高齢化率は、一貫して増加が続く見込みとなっており、2025年には40%を超え、2040年には50%近くまで上昇する予測となっています。

年齢区別にみると、2022年以降、前期高齢者は一貫して減少が続いていますが、後期高齢者は増加傾向にあります。

高齢者人口（第1号被保険者数）の推移



資料：各年9月30日現在住民基本台帳から推計

#### (4) 高齢者のいる世帯の状況

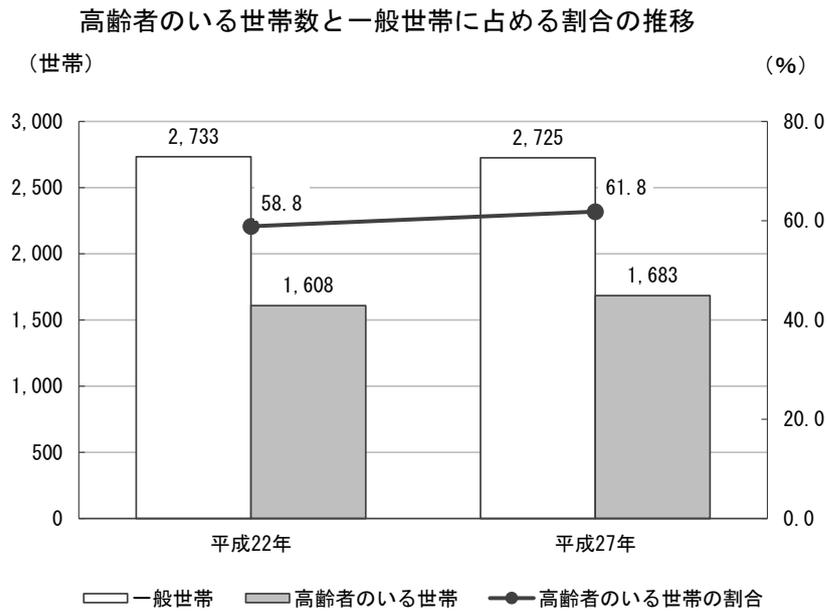
本町の高齢者のいる一般世帯総数は 1,683 世帯（平成 27 年 10 月現在）で、一般世帯に占める割合は 61.8%となっています。

世帯構成については、核家族世帯、単独世帯共に増加がみられます。

高齢者夫婦のみの核家族世帯については、平成 22 年の 317 世帯から、平成 27 年には 356 世帯となり、核家族世帯に占める割合は 2.1 ポイント増加しています。

高齢者一人暮らしの世帯については、平成 22 年の 274 世帯から、平成 27 年には 333 世帯となり、単独世帯に占める割合は 2.8 ポイント増加しています。

高齢者のいる世帯の増加及び小規模化が進行している様子がうかがえます。



資料：国勢調査

#### 世帯構成の推移

単位：世帯、%

|            | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|------------|---------|---------|
| 一般世帯総数     | 2,733   | 2,725   |
| 核家族世帯      | 1,459   | 1,496   |
| 構成比        | 53.4%   | 54.9%   |
| 高齢者夫婦のみ    | 317     | 356     |
| 構成比（一般世帯）  | 11.6%   | 13.1%   |
| 構成比（核家族世帯） | 21.7%   | 23.8%   |
| 単独世帯       | 482     | 559     |
| 構成比        | 17.6%   | 20.5%   |
| 高齢者一人暮らし   | 274     | 333     |
| 構成比（一般世帯）  | 10.0%   | 12.2%   |
| 構成比（単独世帯）  | 56.8%   | 59.6%   |

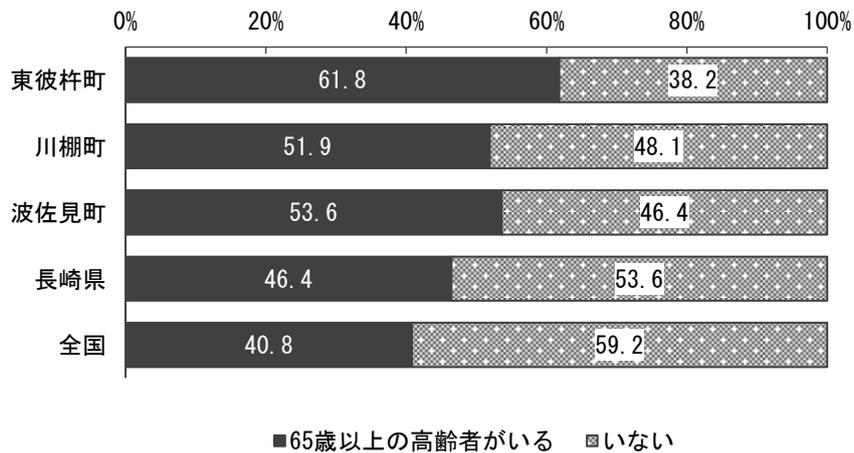
資料：国勢調査

※一般世帯総数は、世帯の家族類型「不詳」を含みます。

一般世帯に占める高齢者世帯の割合について、川棚町、波佐見町、長崎県や全国の値と比較すると、本町の割合は高くなっています。

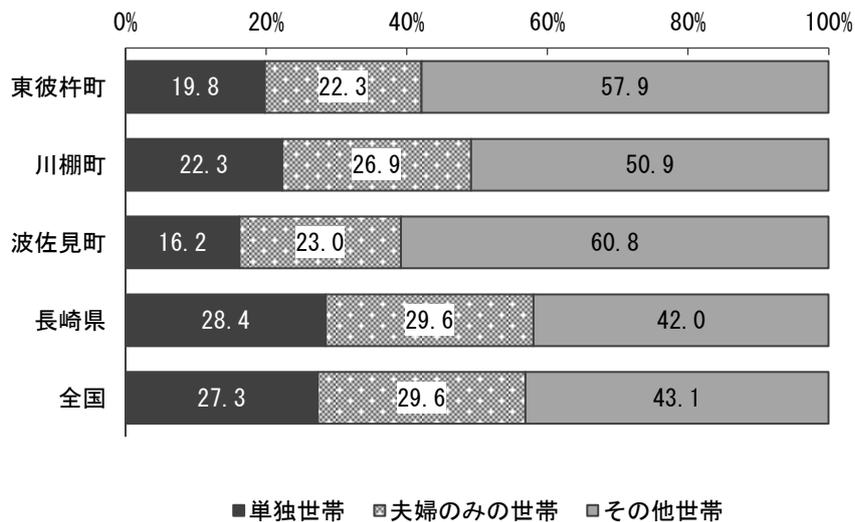
また、高齢者のいる一般世帯の家族類型別割合を同様に比較すると、「夫婦のみの世帯」の割合が低くなっています。

一般世帯に占める高齢者世帯の割合の比較（平成 27 年）



資料：国勢調査

高齢者のいる一般世帯の家族類型別割合の比較（平成 27 年）



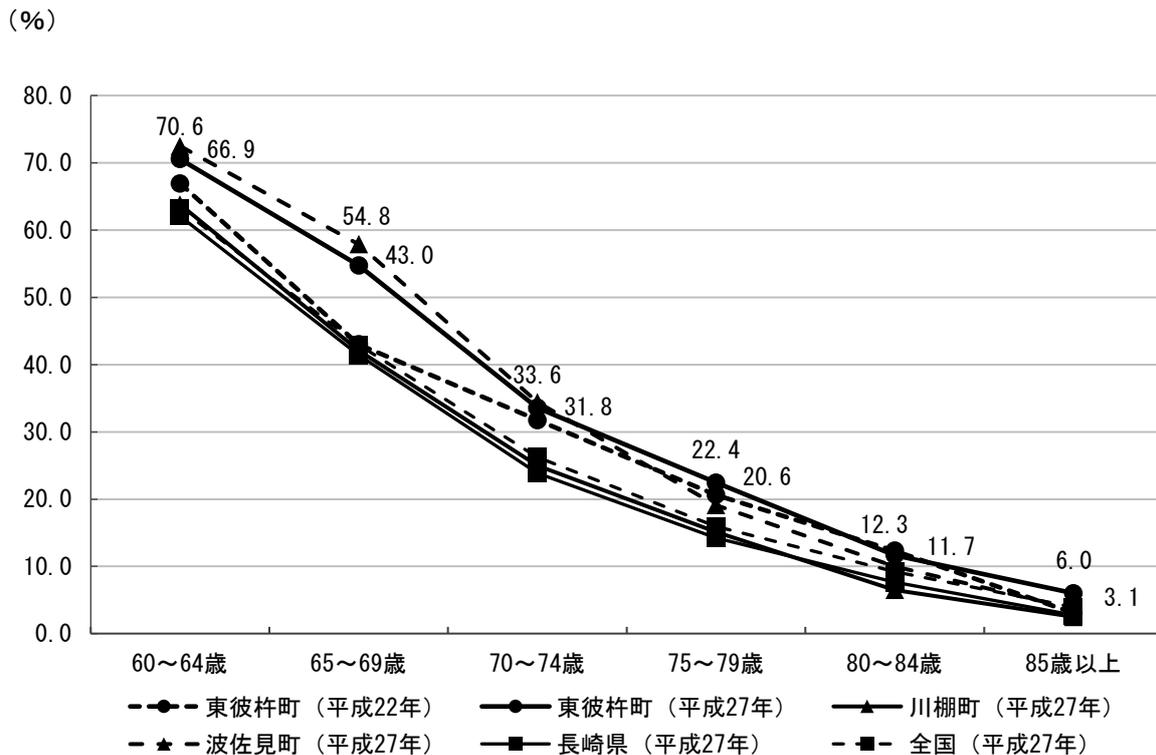
資料：国勢調査

## (5) 高齢者の就労状況

本町の就労状況について、60歳以上の就業率を平成22年と平成27年を比較してみると、80～84歳を除いた年齢層において上昇がみられます。

また、川棚町、波佐見町、長崎県や全国の値と比較してみても、本町の高年齢層は高い傾向にあるといえます。

就業率の比較



資料：国勢調査

単位：%

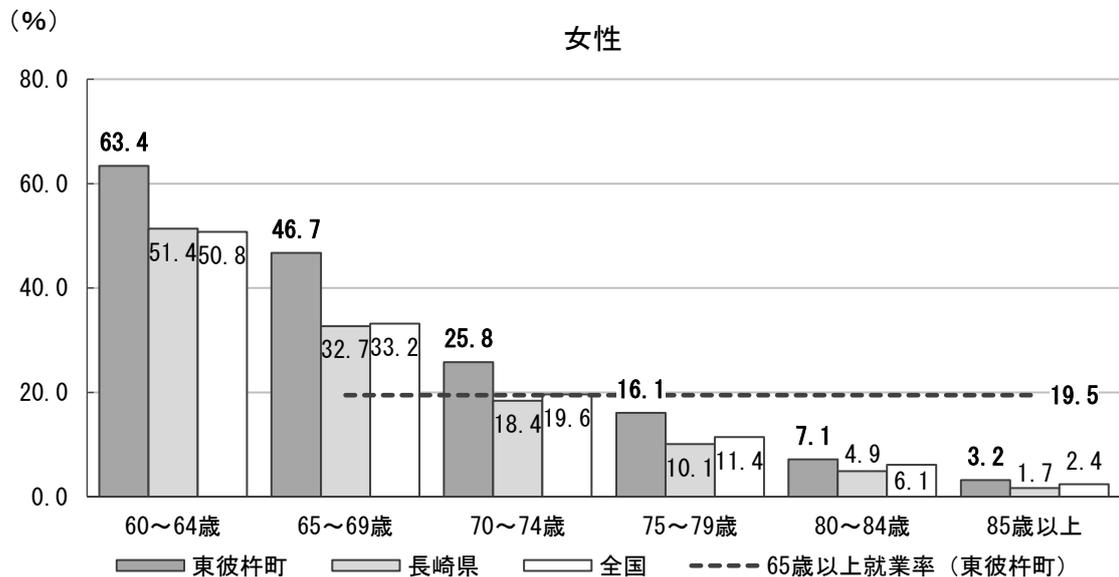
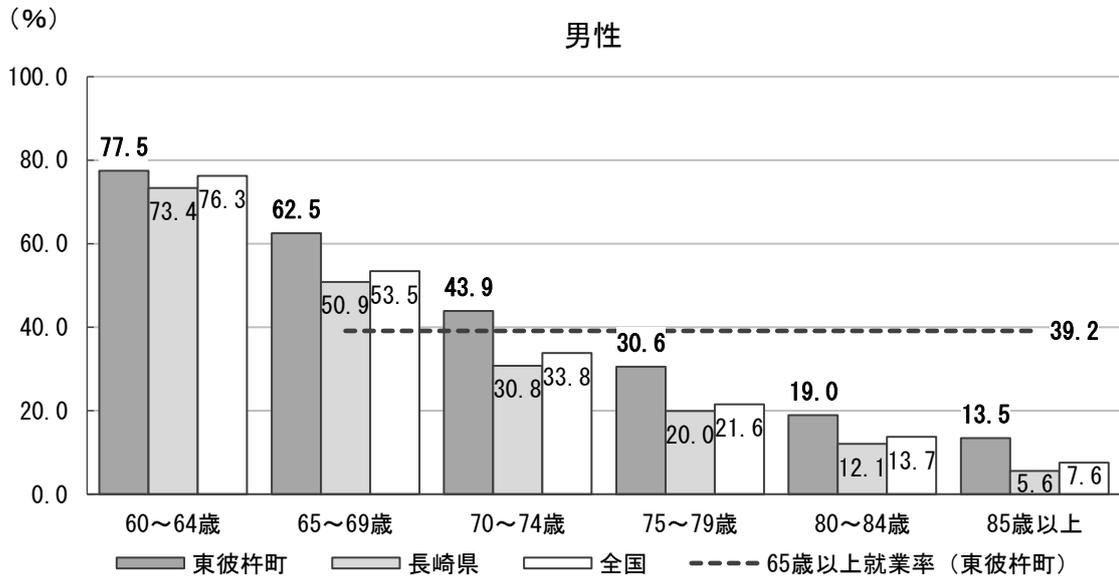
|        | 東彼杵町  |       | 川棚町   | 波佐見町  | 長崎県   | 全国    |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        | 平成22年 | 平成27年 | 平成27年 | 平成27年 | 平成27年 | 平成27年 |
| 60～64歳 | 66.9  | 70.6  | 63.8  | 72.5  | 62.1  | 63.2  |
| 65～69歳 | 43.0  | 54.8  | 42.1  | 57.9  | 41.4  | 42.9  |
| 70～74歳 | 31.8  | 33.6  | 25.0  | 34.4  | 23.9  | 26.2  |
| 75～79歳 | 20.6  | 22.4  | 15.1  | 19.1  | 14.2  | 15.9  |
| 80～84歳 | 12.3  | 11.7  | 6.5   | 10.0  | 7.6   | 9.2   |
| 85歳以上  | 3.1   | 6.0   | 2.5   | 3.7   | 2.8   | 4.0   |

資料：国勢調査

※就業率は5歳階級別人口に対する就業者の割合で、労働力状態「不詳」を除きます。

本町の65歳以上の就業率は、男性では39.2%、女性では19.5%となっています。  
 男女年齢階層別にみると、「60～64歳」では男性の8割弱、女性の6割強が働いており、「65～69歳」では男性の6割強、女性の5割強が働いています。  
 また、長崎県と全国の値と比較すると、本町の実業率は男女共に各年齢で高いといえます。

年齢階層別就業率の比較（平成27年）



資料：国勢調査

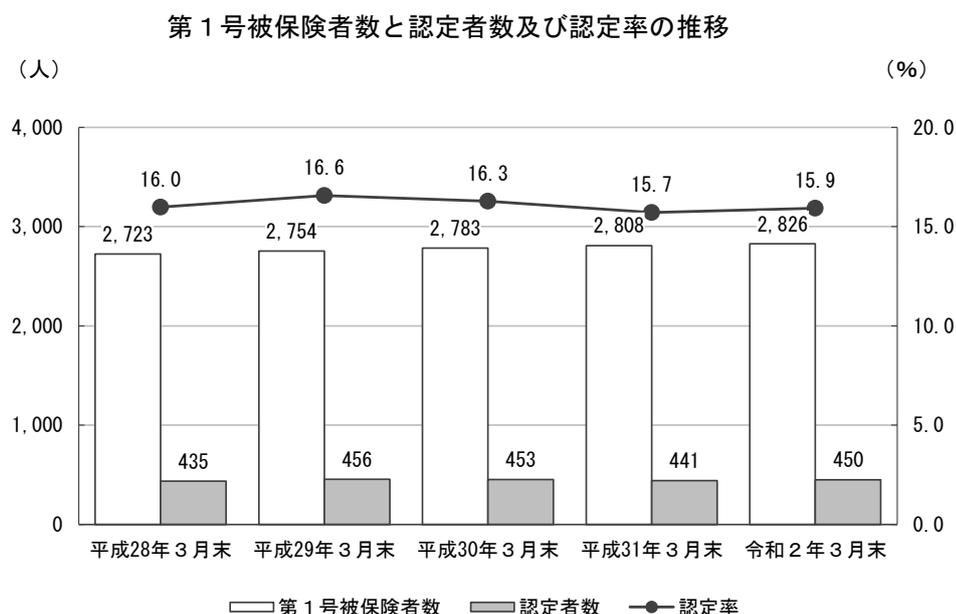
※就業率は5歳階級別人口に対する就業者の割合で、労働力状態「不詳」を除きます。

## 2 介護保険事業の状況

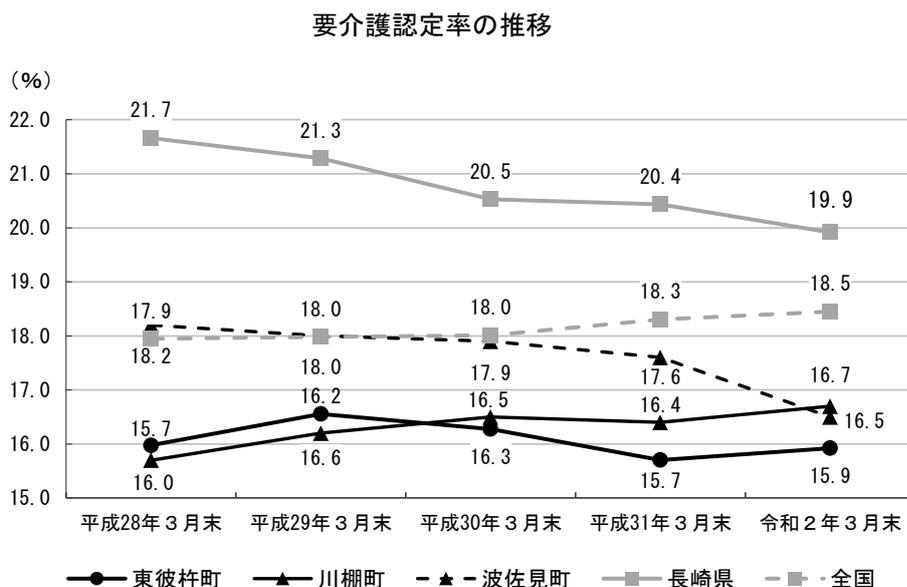
### (1) 第1号被保険者数と認定者数及び認定率の推移

本町の第1号被保険者数は増加傾向にあり、令和2年3月末時点では2,826人となっています。一方、要支援・要介護認定者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和2年には450人となっています。

要介護認定率は、おおむね横ばいの状態で推移していますが、平成31年の15.7%から、令和2年には15.9%となり、微増しています。また、本町の要介護認定率は、川棚町、波佐見町、長崎県と全国の値を下回っています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和2年8月5日取得）



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和2年12月12日取得）

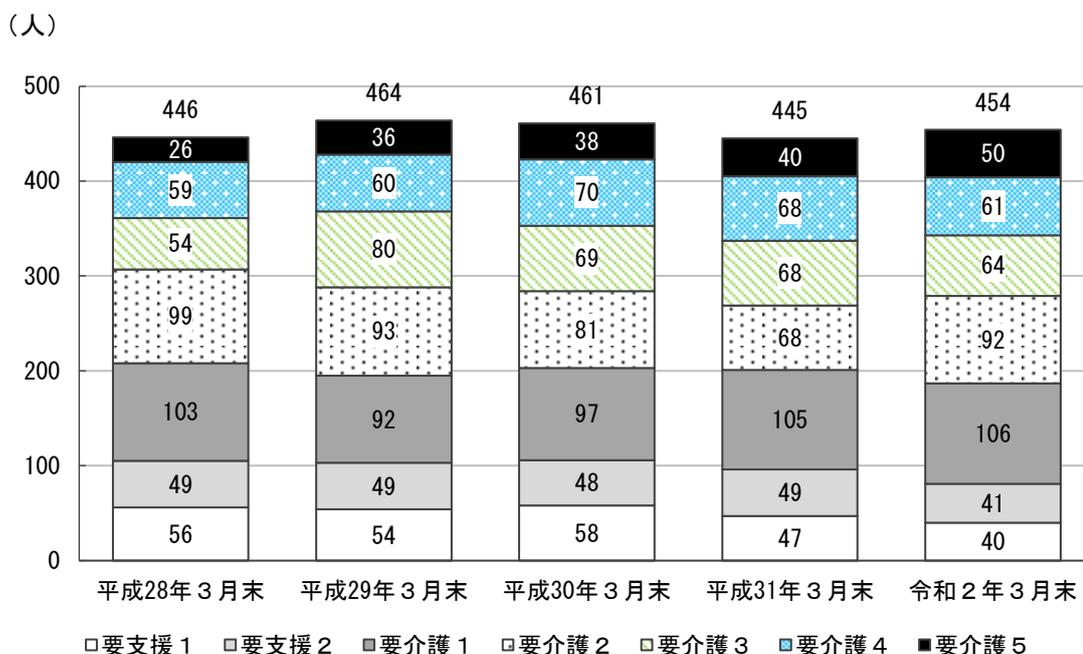
※要介護認定率は、第1号被保険者の要支援・要介護者数を第1号被保険者数で除して算出しています。

## (2) 要支援・要介護認定者の状況

本町の要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む）は、増減を繰り返しながら推移しており、令和2年には454人となっています。

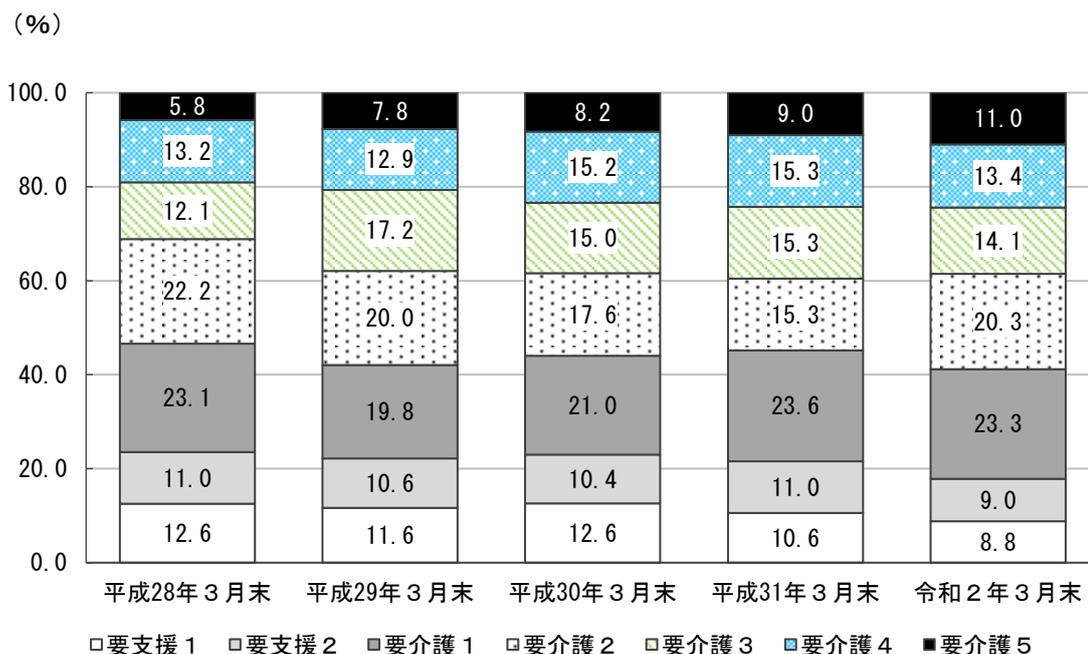
要介護3～5を重度者とする、平成28年の重度者数は139人で、全体に占める割合は31.1%でしたが、令和2年には175人で、割合も38.5%と増加しています。

要支援・要介護認定者数の推移



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和2年8月5日取得）

要介護認定率の推移



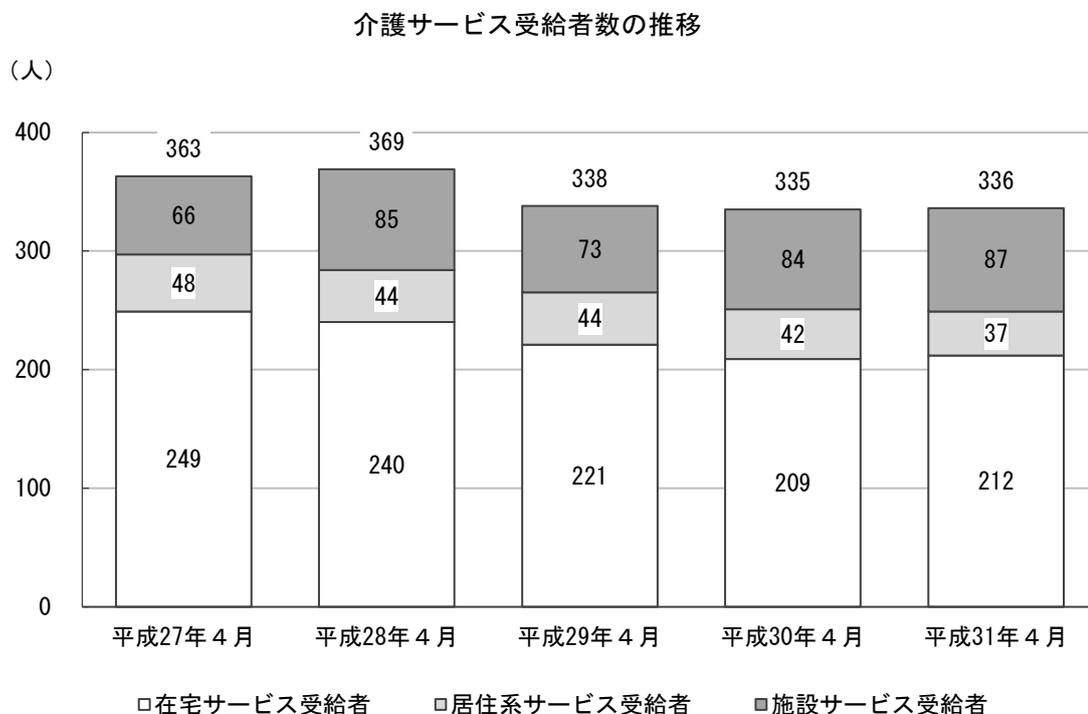
資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和2年8月5日取得）

※要支援・要介護認定者数は、第2号被保険者を含みます。

### (3) 介護サービス受給者の状況

本町の介護サービス受給者数は増減を繰り返しながら推移しており、平成31年には336人となっています。

また、介護サービス別にみると、在宅サービス受給者が約6割を占めています。



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和2年8月5日取得）

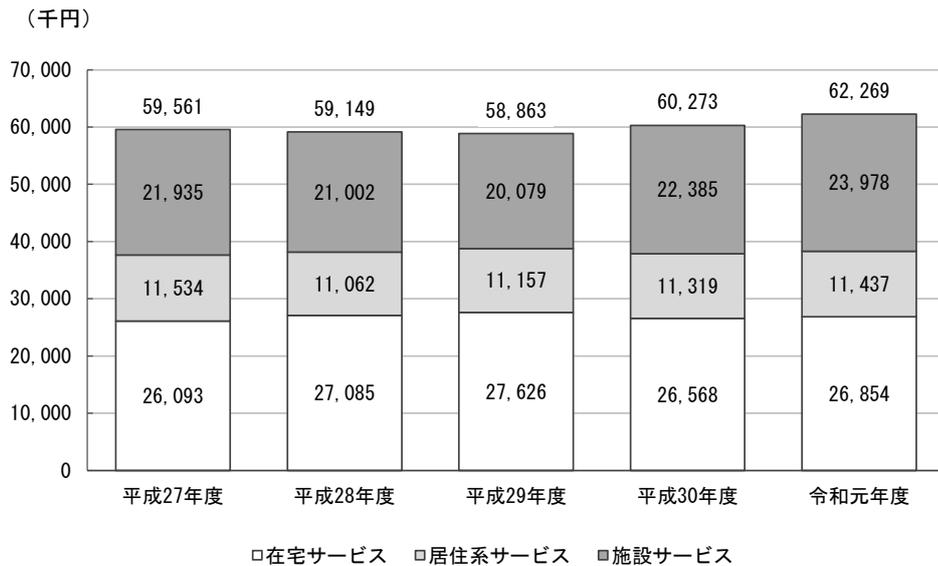
#### (4) 介護費用額の状況

本町の介護費用（月額）は平成 30 年度以降増加傾向にあり、平成 27 年度の 59,561 千円から、令和元年度には 62,269 千円となっています。

介護サービス別にみると、在宅サービスが4割強、施設サービスが4割弱を占めています。第1号被保険者一人1月あたり費用額についても平成 30 年度以降増加傾向にあり、21,000 円台で推移しています。

また、本町の第1号被保険者一人1月あたり費用額は、川棚町、波佐見町、長崎県と全国の平均額を下回っています。

介護費用（月額）の推移

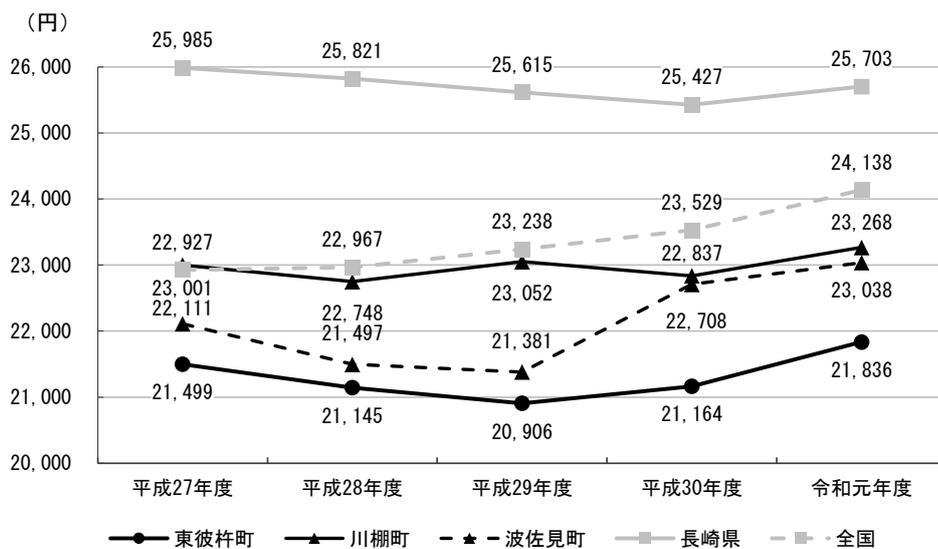


資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和2年8月20日取得）

※介護費用（月額）は、年度実績を12で除して算出しています。

※令和元年度は令和2年2月サービス提供分までとなっています。

第1号被保険者一人1月あたり費用額の推移の比較



資料：地域包括ケア「見える化」システム（令和2年12月12日取得）

※令和元年度は令和2年2月サービス提供分までとなっています。

### 3 アンケート調査結果の概要

#### (1) 調査の目的

本調査は、本計画を策定するにあたり、町内にお住まいの方を対象にアンケートを行い、生活に関する現状やご意見を伺うことで、日常生活のなかで抱えている課題等の把握及び今後の町の高齢者福祉施策の一層の充実や、介護保険事業の円滑な運営に役立たせるために実施しました。

#### (2) 実施概要

##### ●調査対象

| 種別               | 対象者             |
|------------------|-----------------|
| 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 65歳以上の町民の方      |
| 在宅介護実態調査         | 在宅で介護を受けている町民の方 |

●調査期間：令和2年3月10日～令和2年3月31日

●調査方法：郵送配布・回収

●配布・回収

| 種別               | 配布数  | 回収数  | 回収率   |
|------------------|------|------|-------|
| 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 600票 | 449票 | 74.8% |
| 在宅介護実態調査         | 190票 | 157票 | 82.6% |

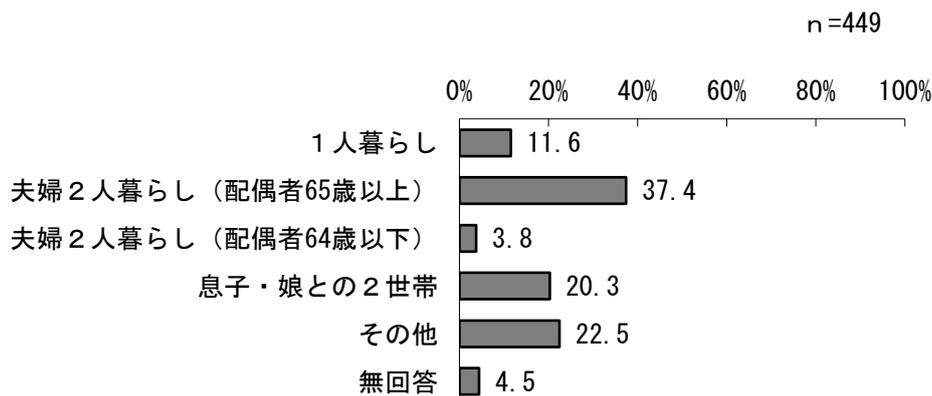
#### (3) 調査結果のみかた

- ・図表中の「n」は当該設問の回答者総数を表しており、百分率%は「n」を100%として算出しています。
- ・百分率%は、全て小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記しているため、選択肢の割合の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答の設問では、全ての比率の合計が100%を超えることがあります。
- ・選択肢の語句が長い場合、本文中及び図表中では省略した表現を用いる場合があります。
- ・一部設問については、平成29年度実施の前回調査の結果と比較しています。なお、図中の「-」は同一の選択肢がない場合を表しています。

#### (4) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

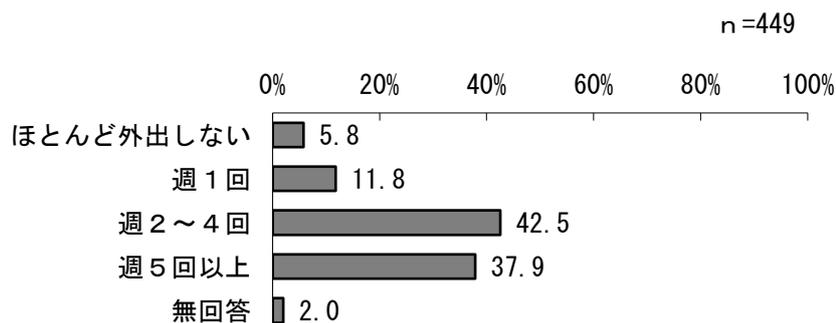
##### 1. 家族構成について

本人の家族構成は、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」が37.4%と最も高く、次いで「息子・娘との2世帯」が20.3%、「1人暮らし」が11.6%、「夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）」が3.8%となっています。



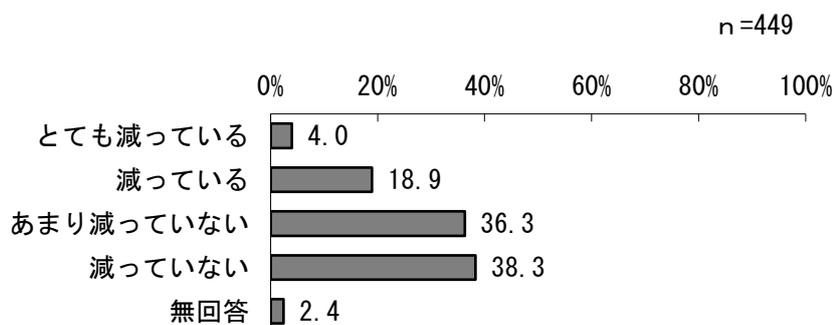
##### 2. 1週間あたりの外出回数について

1週間あたりの外出回数については、「週2～4回」が42.5%と最も高く、次いで「週5回以上」が37.9%、「週1回」が11.8%、「ほとんど外出しない」が5.8%となっています。



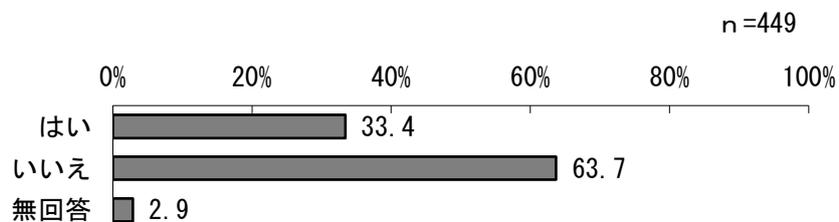
### 3. 昨年と比較しての外出回数について

昨年と比べて外出の回数が減っているかについては、「減っていない」が38.3%と最も高く、次いで「あまり減っていない」が36.3%、「減っている」が18.9%、「とても減っている」が4.0%となっています。「とても減っている」と「減っている」を合わせた『減っている』の割合は、22.9%となっています。



### 4. 物忘れについて

物忘れが多いと感じるかについては、「はい」が33.4%、「いいえ」が63.7%となっています。

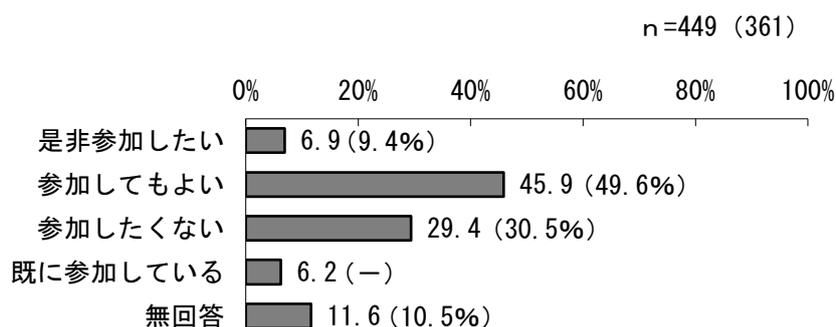


## 5. 地域住民の有志による活動への参加意向について

### ○「参加者」としての参加意向

地域活動に対する参加者としての参加意向については、「参加してもよい」が45.9%と最も高く、次いで「参加したくない」が29.4%、「是非参加したい」が6.9%、「既に参加している」が6.2%となっています。「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた割合は、52.8%となっています。

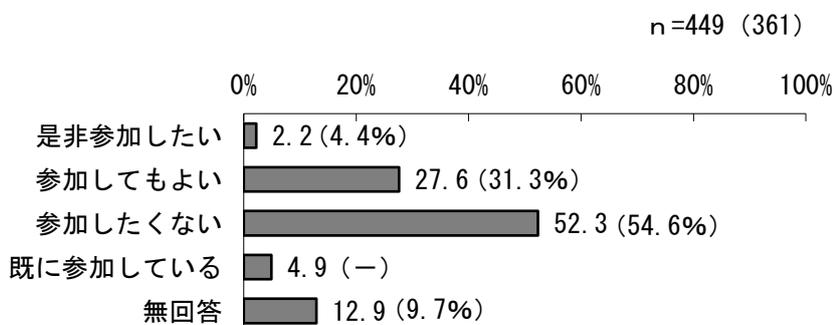
前回調査と比較すると、「既に参加している」の割合の差を考慮する必要がありますが、「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた割合は6.2ポイント減少しています。



### ○「企画・運営（お世話役）」としての参加意向

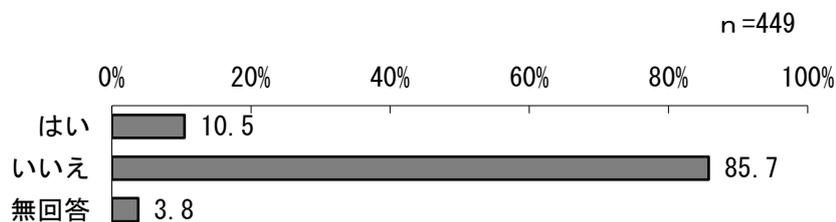
地域活動に対する企画・運営としての参加意向については、「参加したくない」が52.3%と最も高く、次いで「参加してもよい」が27.6%、「既に参加している」が4.9%、「是非参加したい」が2.2%となっています。「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた割合は、29.8%となっています。

前回調査と比較すると、「既に参加している」の割合の差を考慮する必要がありますが、「是非参加したい」と「参加してもよい」を合わせた割合は5.9ポイント減少しています。



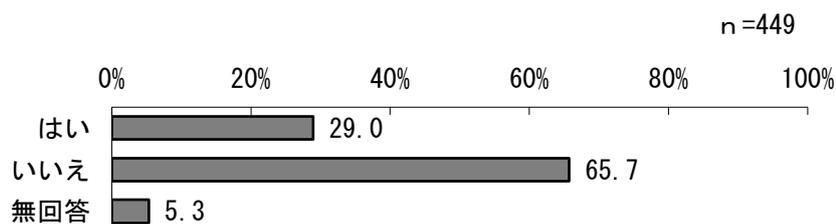
## 6. 認知症の症状について

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるかについては、「はい」が10.5%、「いいえ」が85.7%となっています。



## 7. 認知症に関する相談窓口について

認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「はい」が29.0%、「いいえ」が65.7%となっています。



## （５）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果からみえる課題

### ◆世帯の状況や社会情勢に合わせた体制づくり

家族構成についてみると、「1人暮らし」と「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合の合計は49%と約半数となります。今後、高齢化の進行に伴い、高齢者の単身世帯や夫婦共に高齢者の世帯はますます増えていくことが予測されます。一人暮らしの高齢者や日中独居状態となる高齢者の身体状態の重度化も想定されることから、そうした方や世帯の状況の把握に努めるとともに地域での見守り体制を充実していくことが重要であると考えられます。

一方、現在のコロナ禍においては、高齢者の安心につながるサービスをいかに維持・継続していくかが課題となっています。特に新型コロナウイルスの感染防止の観点から、訪問型のサービスや民生委員による聞き取り等の方法については、改めて検討する必要もあると考えられます。

### ◆閉じこもりによるリスクと対策

ご本人の1週間あたりの外出頻度についてみると、「ほとんど外出しない」と「週1回」の割合の合計は、17.6%となっています。さらに、昨年と比較した際の外出の回数についてみると、「とても減っている」と「減っている」の割合の合計は22.9%となっています。このことから、閉じこもり傾向のある高齢者が少なからず存在していることがうかがえます。

コロナ禍の影響により、閉じこもり傾向はますます進んでいくものと考えられますが、外出を控えることは体力や認知機能の低下などを引き起こす可能性があります。

今後は、閉じこもりによるリスクを啓発するとともに、家にいながらできる運動や電話等を通じた人との交流など、心身の健康の維持と意識づけを促進する必要があります。また、これらの取り組みはフレイルの予防につながると考えられます。

### ◆地域住民による地域活動の活性化

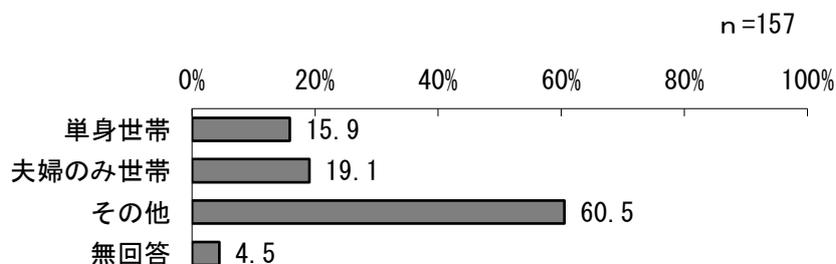
地域住民の有志によって、いきいきした地域づくりを進めることへの「参加者」としての参加意向についてみると、「是非参加したい」と「参加してもよい」の割合の合計は52.8%となっています。一方、「企画・運営（お世話役）」としての参加意向についてみると、「是非参加したい」と「参加してもよい」の合計は29.8%となっています。

このような結果から、東彼杵町には住民有志の活動に対して意欲的な高齢者が一定割合存在していることがわかります。今後はいかにこうした方々と地域活動を活性化していき、地域のつながりを強くしていくかが重要であり、また、そうした取り組みは高齢者の生きがいの創出につながると考えられます。

## (6) 在宅介護実態調査結果の概要

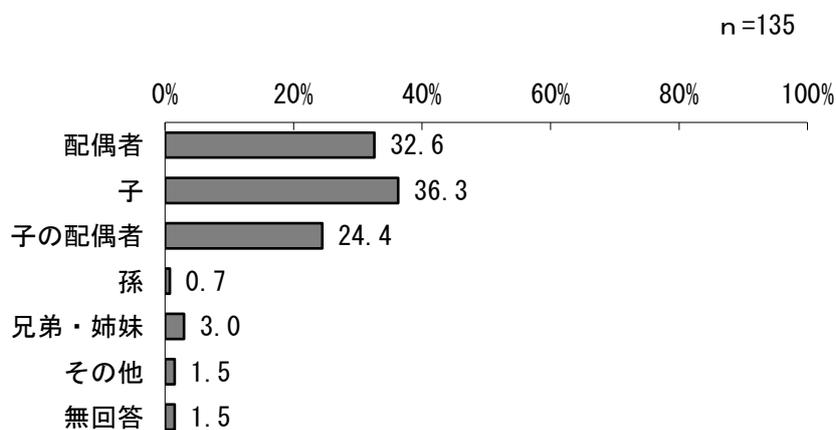
### 1. 世帯類型について

世帯類型は、「単身世帯」が15.9%、「夫婦のみ世帯」が19.1%、「その他」が60.5%となっています。



### 2. 主な介護者の方について

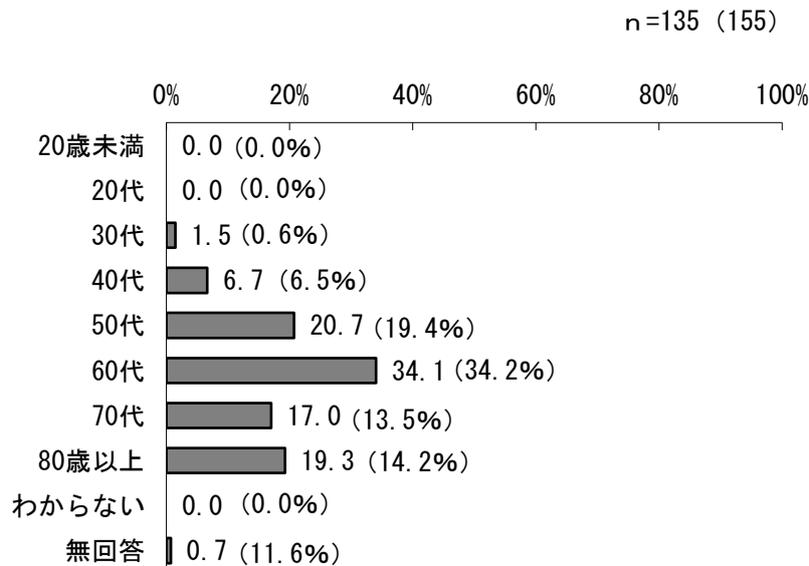
主な介護者の方は、「子」が36.3%と最も高く、次いで「配偶者」が32.6%、「子の配偶者」が24.4%、「兄弟・姉妹」が3.0%、「孫」が0.7%となっています。



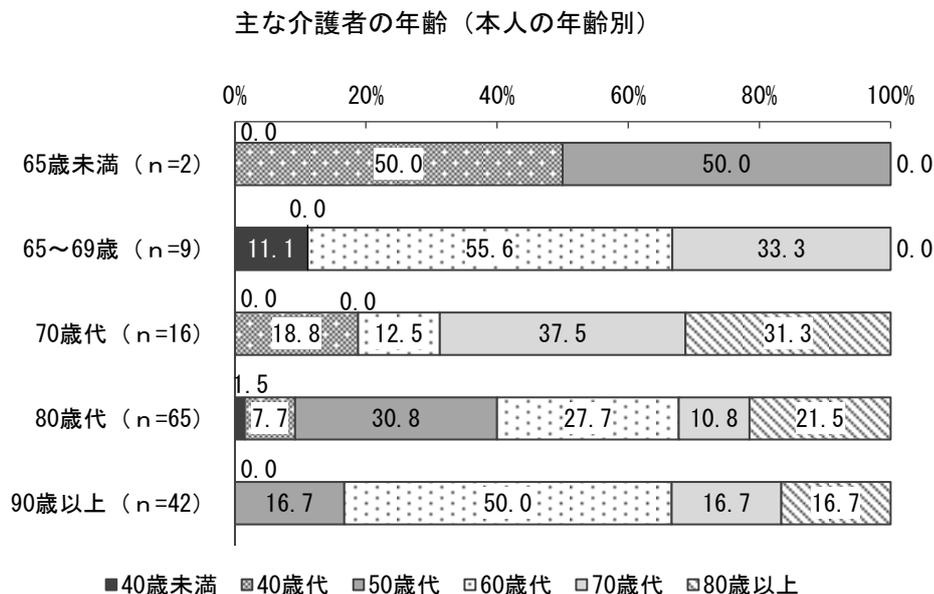
### 3. 主な介護者の方の年齢について

主な介護者の方の年齢は、「60代」が34.1%と最も高く、次いで「50代」が20.7%、「80歳以上」が19.3%、「70代」が17.0%、「40代」が6.7%、「30代」が1.5%となっています。

前回調査と比較すると、「無回答」の割合の差を考慮する必要がありますが、「70代」と「80歳以上」の割合が約3～5ポイント増加しています。



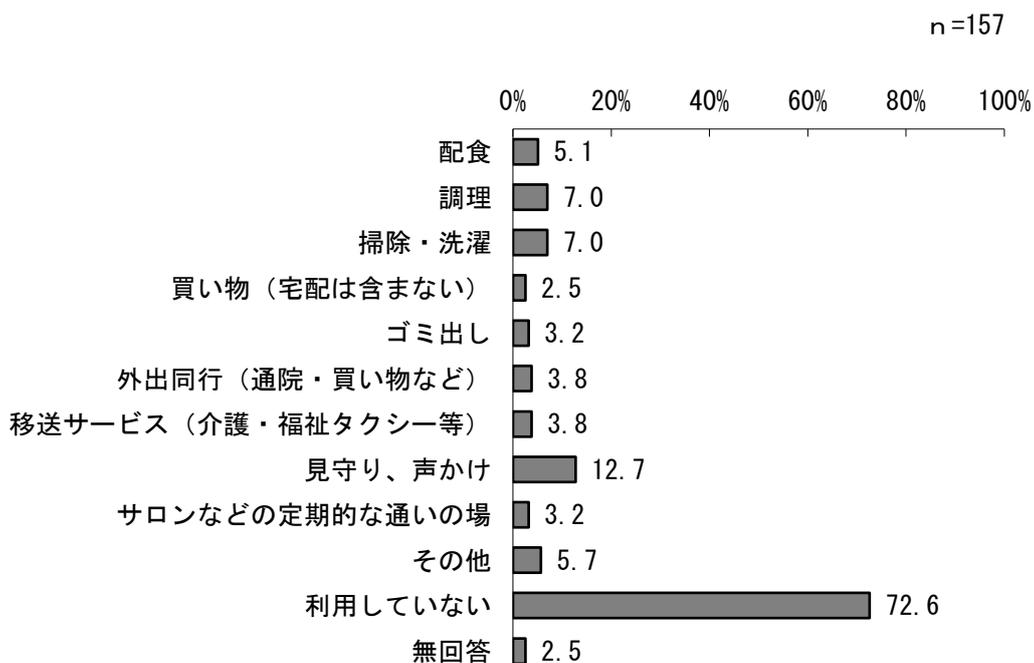
主な介護者の年齢を本人の年齢別にみると、65歳未満では「40歳代」、「50歳代」が同率で50.0%となっており、65～69歳では「60歳代」が55.6%、70歳代では「70歳代」が37.5%、80歳代では「50歳代」が30.8%、90歳以上では「60歳代」が50.0%でそれぞれ最も高くなっています。



#### 4. 「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて

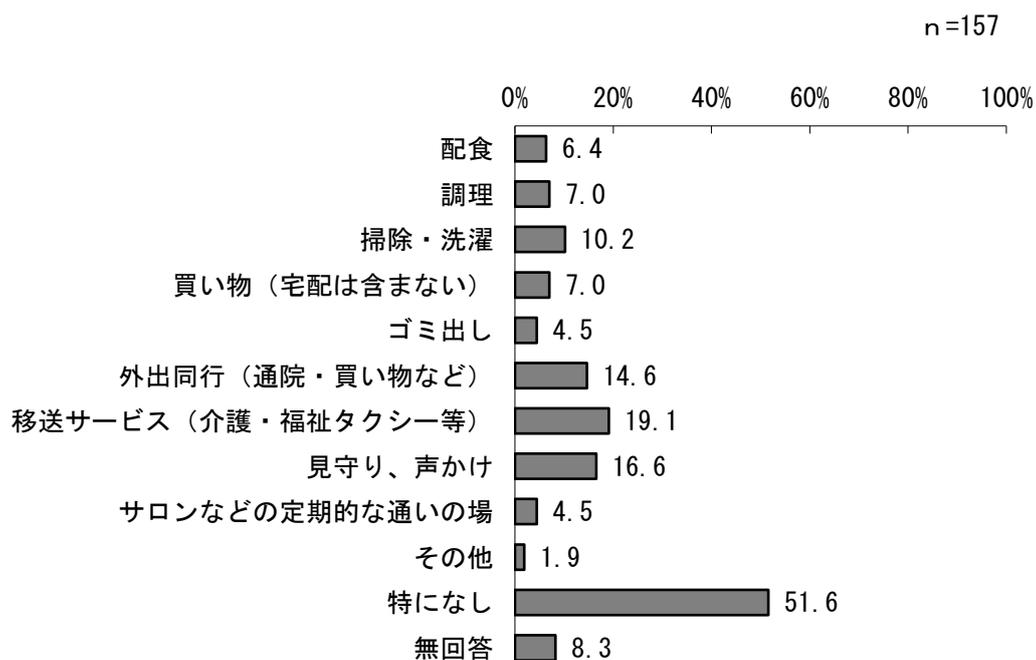
##### ○現在利用している支援・サービス

現在利用している「介護保険サービス以外」の支援・サービスについては、「利用していない」が72.6%と最も高くなっています。それ以外では、「見守り、声かけ」が12.7%と最も高く、次いで「調理」、「掃除・洗濯」が同率で7.0%、「配食」が5.1%となっています。



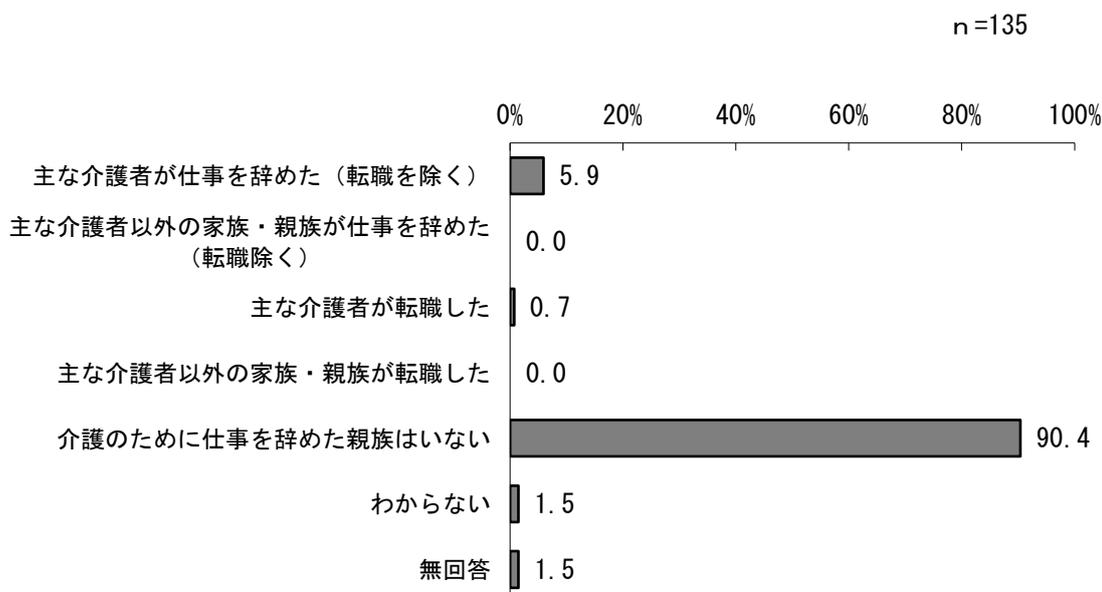
## ○今後必要と感じる支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）については、「特になし」が51.6%と最も高くなっています。それ以外では、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が19.1%と最も高く、次いで「見守り、声かけ」が16.6%、「外出同行（通院・買い物など）」が14.6%、「掃除・洗濯」が10.2%となっています。



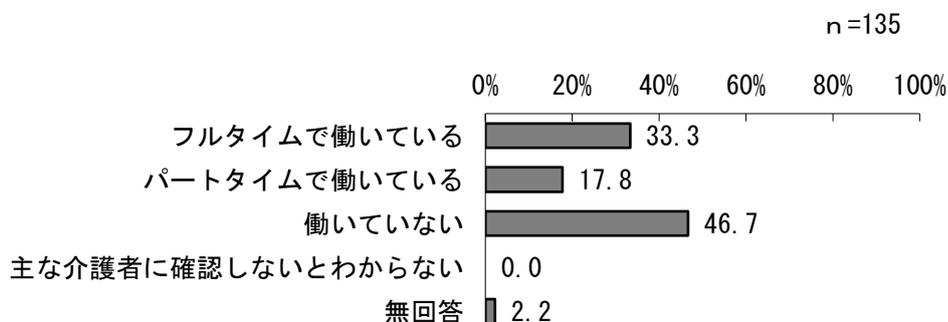
## 5. 介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方の有無

介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方については、「介護のために仕事を辞めた親族はいない」が90.4%と最も高くなっています。それ以外では、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が5.9%と最も高く、次いで「わからない」が1.5%、「主な介護者が転職した」が0.7%となっています。



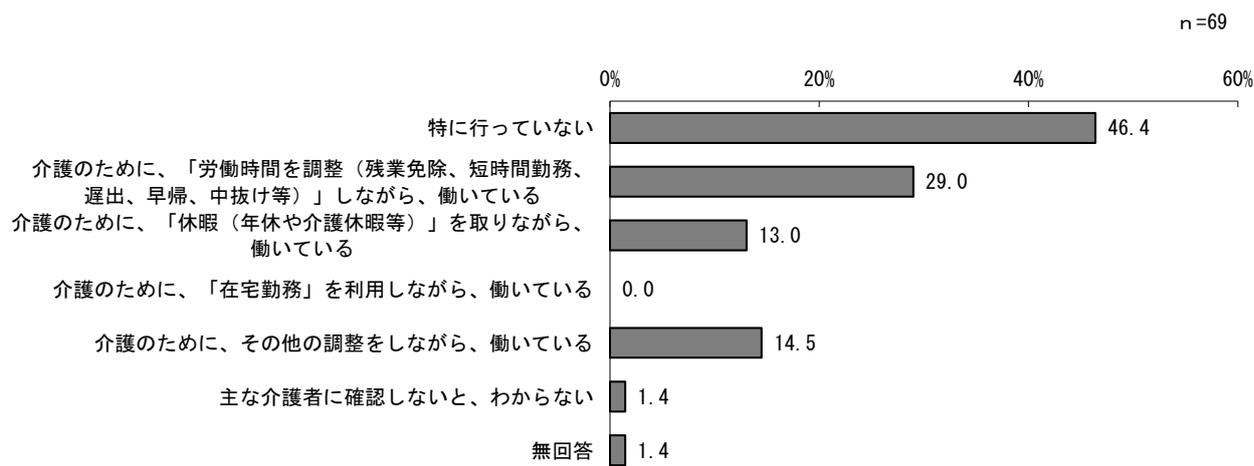
## 6. 主な介護者の方の現在の勤務形態について

主な介護者の方の現在の勤務形態は、「働いていない」が46.7%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が33.3%、「パートタイムで働いている」が17.8%となっています。



## 7. 介護をするにあたっての働き方の調整等について

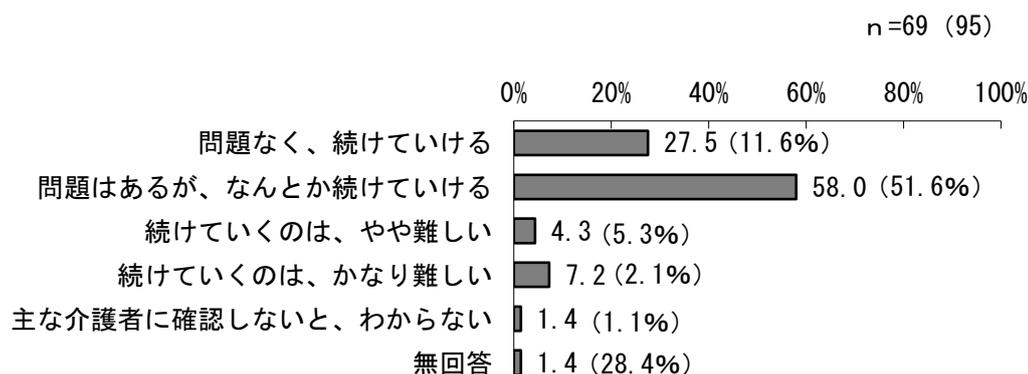
介護をするにあたって何か働き方の調整等をしているかについては、「特に行っていない」が46.4%と最も高くなっています。それ以外では、「介護のために、「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出、早帰、中抜け等）」しながら、働いている」が29.0%と最も高く、次いで「介護のために、その他の調整をしながら、働いている」が14.5%、「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている」が13.0%となっています。



## 8. 働きながらの介護の継続意向について

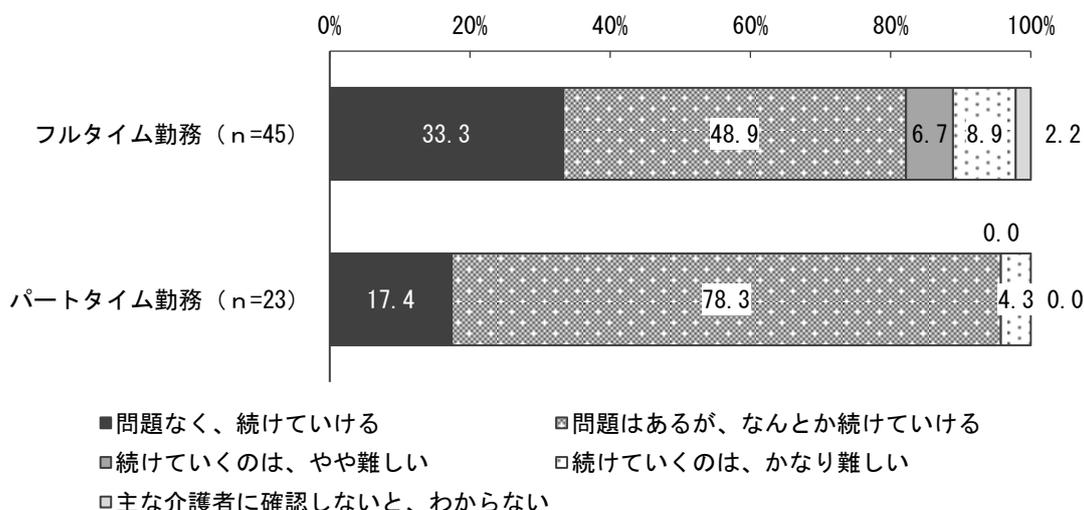
働きながらの介護の継続意向については、「問題はあるが、なんとか続けていける」が58.0%と最も高く、次いで「問題なく、続けていける」が27.5%、「続けていくのは、かなり難しい」が7.2%、「続けていくのは、やや難しい」が4.3%となっています。

前回調査と比較すると、「無回答」の割合の差を考慮する必要がありますが、特に「問題なく、続けていける」の割合が増加しています。



働きながらの介護の継続意向を就労状況別にみると、フルタイム勤務、パートタイム勤務共に「問題はあるが、なんとか続けていける」が最も高くなっていますが、「続けていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」を合わせた『難しい』の割合については、フルタイム勤務が15.6%であるのに対し、パートタイム勤務は4.3%で11.3ポイント低くなっています。

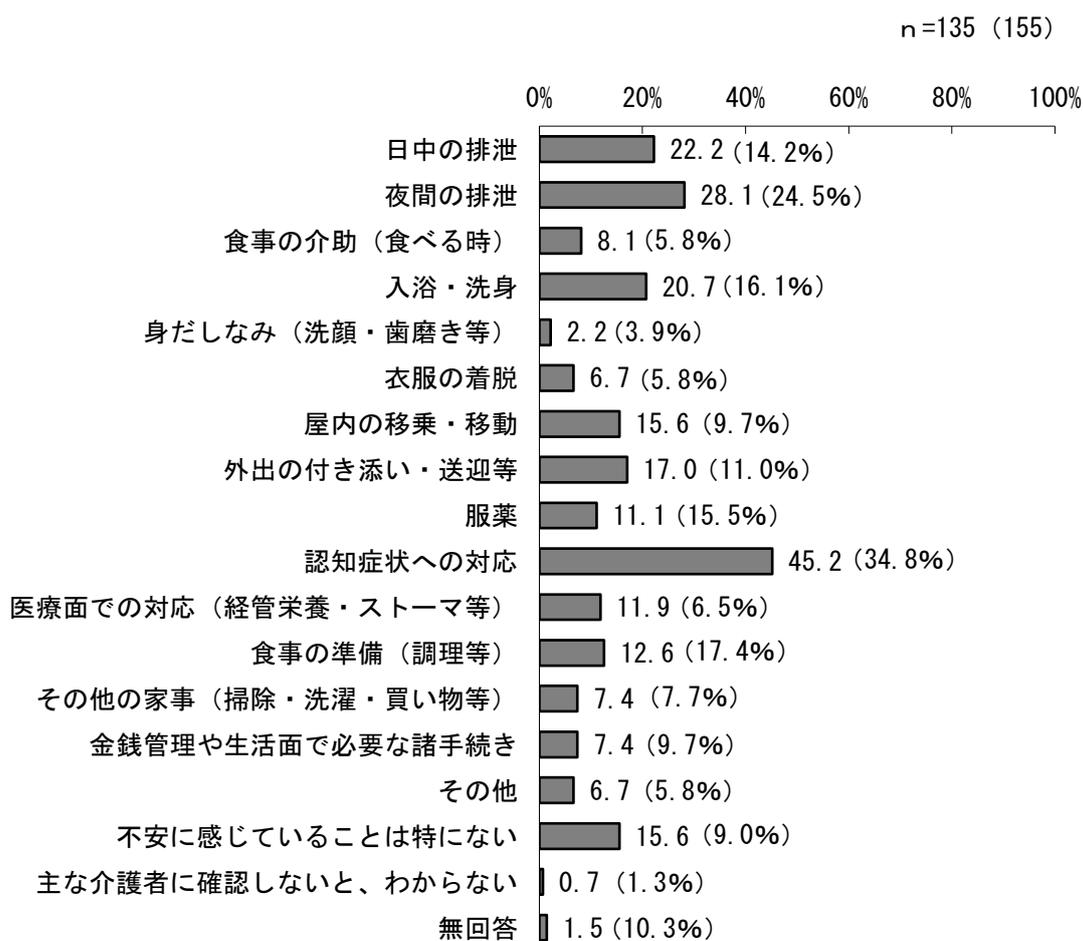
働きながらの介護の継続意向（就労状況別）



## 9. 主な介護者の方が不安に感じる介護等について

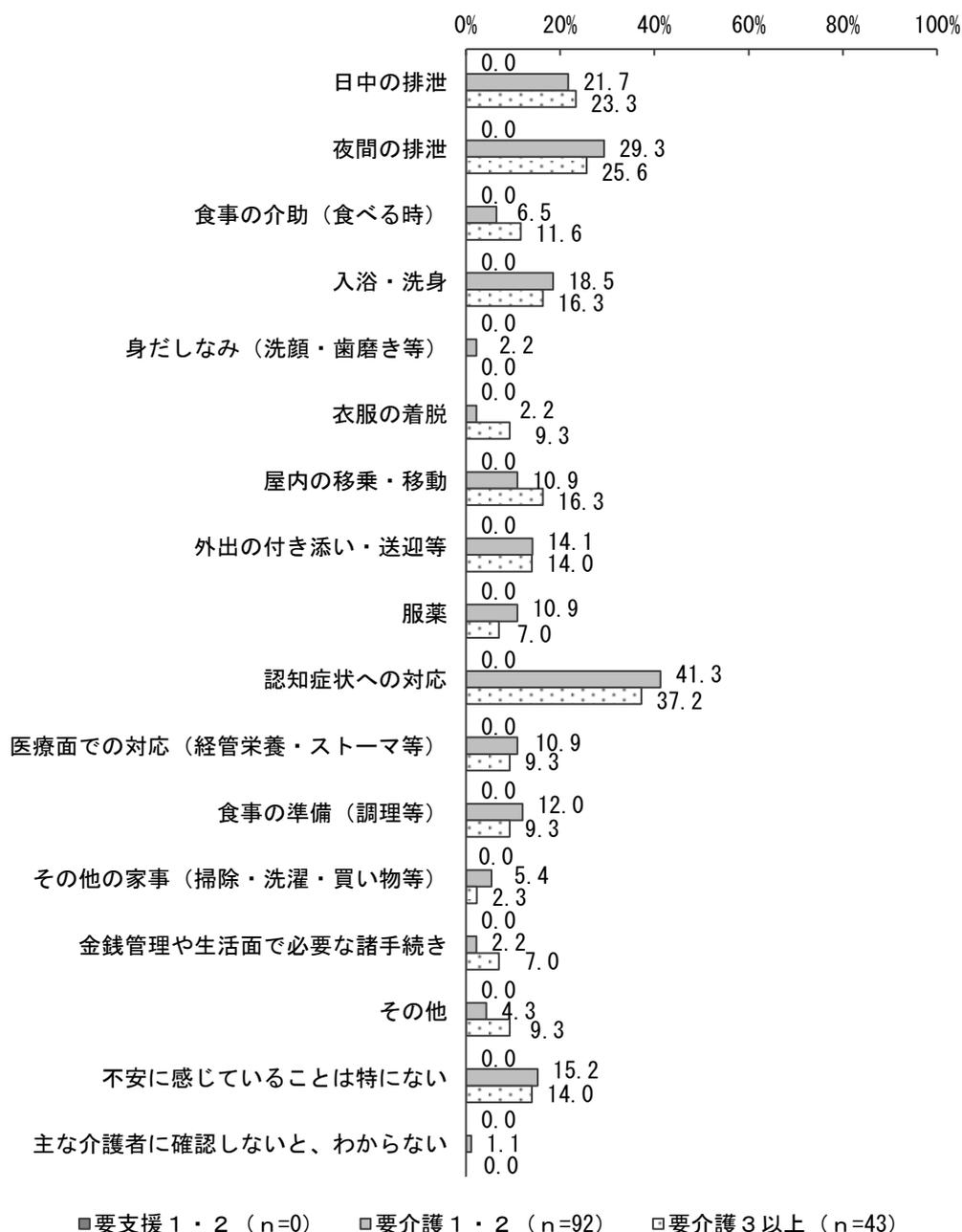
主な介護者の方が不安に感じる介護等は、「認知症状への対応」が45.2%と最も高く、次いで「夜間の排泄」が28.1%、「日中の排泄」が22.2%、「入浴・洗身」が20.7%、「外出の付き添い・送迎等」が17.0%、「屋内の移乗・移動」、「不安に感じていることは特にない」が同率で15.6%となっています。

前回調査と比較すると、「無回答」の割合の差を考慮する必要がありますが、特に「認知症状への対応」、「日中の排泄」の割合が増加しています。



主な介護者が不安を感じる介護等を要介護度別にみると、要介護1・2では「認知症状への対応」が41.3%と最も高く、次いで「夜間の排泄」が29.3%、「日中の排泄」が21.7%、「入浴・洗身」が18.5%、「不安に感じていることは特にない」が15.2%となっています。要介護3以上では、「認知症状への対応」が37.2%と最も高く、次いで「夜間の排泄」が25.6%、「日中の排泄」が23.3%、「入浴・洗身」、「屋内の移乗・移動」が同率で16.3%、「外出の付き添い・送迎等」、「不安に感じていることは特にない」が同率で14.0%となっています。

不安を感じる介護等（要介護度別）



## (7) 在宅介護実態調査結果からみえる課題

### ◆東彼杵町における在宅介護の実態

主な介護者の方の年齢をみると、「60代」が34.1%と最も高く、60代以上の割合は70.4%となっています。東彼杵町では、要介護者と介護者が共に65歳以上である老老介護の世帯類型が複数存在しており、その世帯数は高齢化とともにさらに増加していくことが予測されます。世帯の状況に応じたきめ細かな支援を行うためにも、介護保険サービスだけでなく、日常生活を支えるサービスの充実とともに、多職種間連携によるサービス提供体制の整備が必要と考えられます。

また、「50代」の割合が20.7%となっていることから、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）である方々が、介護離職する可能性が考えられます。実際に、介護を主な理由に仕事を辞めた方の有無についてみると、5.9%の方が「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」と回答しています。

さらに、介護離職防止の観点から、職場環境の改善に関する普及啓発に努めます。

### ◆安心につながる支援・サービスの充実

世帯類型についてみると、「単身世帯」の割合が15.9%、「夫婦のみ世帯」の割合が19.1%となっています。1人暮らしの高齢者はもとより、日中独居状態となる高齢者の身体状態の重度化や夫婦のみ世帯が老老介護、認知介護の状態となることも十分想定されます。このため、そうした方々の状況の把握に努めるとともに、地域での見守り体制を充実していくことが重要であると考えられます。

介護保険以外の支援・サービスについて、『現在利用している』割合と『今後必要と感じる』割合を比較すると、「調理」と「その他」を除いて『今後必要と感じる』の割合が上回っており、特に「外出同行（通院・買い物など）」や「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が高くなっています。

高齢者の方が安心して暮らしていけるよう、介護保険以外の支援・サービスの充実はもとより、地域の住民同士が支え合う体制づくりを進めていく必要があります。

### ◆就労している主な介護者への支援

主な介護者の方の現在の勤務形態をみると、「フルタイムで働いている」方が33.3%、「パートタイムで働いている」方が17.8%であり、合計すると『働いている』方の割合は51.1%となります。働きながら介護をしている方に、働き方の調整等について尋ねたところ、「特に行っていない」の割合が46.4%で最も高くなっています。また、働きながらの介護の継続意向について、「続けていくのは、やや難しい」の割合と「続けていくのは、かなり難しい」の割合を合計すると、フルタイム勤務では15.6%、パートタイム勤務では4.3%となっています。就労している介護者の負担を軽減するためにも、労働時間の調整や職場における休暇制度の充実及びそれらの制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいくことが重要です。

主な介護者の方が不安を感じる介護等について、要介護度別にみると、「日中の排泄」、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」、「認知症状への対応」が高くなっています。身体機能や認知機能の低下により引き起こされる介護への不安が多く回答されていることから、要介護度の重度化の防止や認知症の予防に向けた取り組みを推進する必要があります。

## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本理念

# 健康で生きがいある 暮らしを育む 東そのぎ

高齢化の急速な進行に伴うさまざまな不安が生じるなか、本町では令和2年の高齢化率が37.1%と既に超高齢社会を迎えており、今後、高齢者はさらに増加することが予想されます。このような超高齢社会にあって、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で、いきいきと生活し、地域住民との心のふれあいや支え合いのなかで安心して生活できるような社会を築いていくことが大切です。

本町においては、『健康で生きがいある暮らしを育む 東そのぎ』を基本理念として掲げ、豊かな自然のなかで高齢者やその家族をはじめ、全ての地域住民が共に手を取り合いつつまでも健康で生きがいを持ち、元気に暮らすことのできるまちを目指して、各施策の計画的な推進に努めます。

### 2 基本目標

#### 基本目標1：サービス、人的基盤の整備

高齢者各々のニーズや世帯の状況に対応したきめ細かな支援・サービスを提供していく上では、サービス基盤の整備とその提供体制の維持・拡充は必要不可欠であると考えます。

また、サービスの質の向上を図る上では、介護人材の確保や介護従事者の負担の軽減に向けた取り組みについて検討することが必要です。

さらに、近年の災害の発生状況により、各種支援・サービスの機能維持に努めることが重要となります。

元気な高齢者や介護を必要とする高齢者、介護に携わる人々が安心安全に楽しく暮らせるための基盤整備を図り、住み慣れた地域でいつまでも充実した生活が送れるよう、サポートしていきます。

## 基本目標 2 : 共に支え合う安心・安全な暮らしづくり

一人暮らしや夫婦のみで生活する高齢者世帯が増加しています。こうした家族構造の変化に対応するため、医療・介護・予防・住まいが切れ目なく、継続的かつ一体的に提供される仕組みとして「地域ケアシステム」の深化・推進に取り組みます。

取り組みのなかで、生活支援コーディネーターによる地域課題の把握・整理、課題解決に向けた活動支援等を行い、高齢者の安心・安全対策の充実を図るとともに、地域住民による声かけや見守り活動等、支え合いによるまちづくりを推進します。

また、コロナ禍の影響により、高齢者を取り巻く環境は大きく変化してきています。このような状況下においても、安心につながるサービスや支援を継続できるよう、新しい生活様式に応じた取り組みを検討します。

## 基本目標 3 : 健康寿命の延伸に向けた社会参加・生きがいづくりの推進

高齢期になってもいつまでも健やかな生活を送るためには、高齢者自身が生活機能低下を予防して自立した生活を送ることが必要となってきます。そのためには、高齢者一人ひとりが自らの経験や能力を生かしながら生きがいを持ち積極的に地域活動に参加するなど、できる限り要介護状態になることを予防する取り組みを継続して、健康寿命を延伸していく必要があります。また、高齢期の健康問題は生活習慣病や加齢に伴う慢性疾患の有病率が高く、身体機能低下を基盤としたフレイルや認知機能障害などが影響するという特性があります。

このため、地域住民が集まる通いの場の整備を進め高齢者の健康づくり・生きがいづくりに取り組むとともに、地域における介護予防体操等の普及による介護予防の推進や認知症に関する正しい知識の普及・啓発による認知症施策の強化に努めることで、元気高齢者が増えていくことを目指します。さらに、地域活動の参加を促進するなど人と人とのつながりを支援します。

### 3 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、適切なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情、その他社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことです。

本町においては、高齢者介護の拠点となる入所施設、通所施設等の施設が東彼杵町を一つの圏域として立地しており、高齢者が求める介護サービスを幅広い範囲で選択できるよう引き続き、町全体を一つの「日常生活圏域」と設定します。

日常生活圏域の概要

|              | 面積                    | 総人口     | 高齢者人口   | 高齢化率  | 世帯数      |
|--------------|-----------------------|---------|---------|-------|----------|
| 生活圏域（東彼杵町全域） | 74.29 km <sup>2</sup> | 7,780 人 | 2,888 人 | 37.1% | 2,733 世帯 |

資料：令和2年9月30日現在住民基本台帳

## 4 施策体系

本計画では、事業を「高齢者福祉サービス（第4章）」、「介護保険サービス（第5章）」、「地域支援事業（第6章）」の大きく3種類に分けて記載します。本町の高齢者が、その状態や生活状況に応じ、必要なサービスを適切に利用できる体制を確保します。

|                  |                |  |
|------------------|----------------|--|
| 第4章<br>高齢者福祉サービス | 1 基盤整備         | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 老人福祉施設               <ul style="list-style-type: none"> <li>①養護老人ホーム</li> <li>②ケアハウス</li> <li>③福祉センター（町総合会館）</li> <li>④保健センター（町総合会館）</li> </ul> </li> <li>(2) 介護人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のための取り組みの推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>①人材確保のための有償ボランティア等</li> <li>②介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など</li> <li>③介護現場革新の取り組みの周知</li> <li>④業務効率化に取り組むモデル施設の取り組みの周知</li> <li>⑤文書負担軽減</li> </ul> </li> </ul> |
|                  | 2 地域生活の支援      | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住宅改修支援</li> <li>(2) 外出支援サービス</li> <li>(3) 高齢者ふれあい給食支援事業</li> </ul>  |
|                  | 3 安心・安全の暮らしづくり | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住環境の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>①住宅環境の整備</li> <li>②住まいと生活の支援の一体的な実施</li> <li>③交通安全施設・公共施設等の整備</li> <li>④バリアフリー化の推進</li> </ul> </li> <li>(2) 暮らしの安全確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急通報システム事業の推進</li> <li>②交通安全対策</li> <li>③防犯対策</li> <li>④消防・防災・感染症対策</li> <li>⑤見守り体制の推進</li> </ul> </li> <li>(3) 日常生活自立支援事業の推進</li> </ul>   |

4 社会参加・  
生きがい  
づくり

- (1) 老人クラブ
- (2) ボランティア活動の促進
- (3) 学習活動の促進
- (4) スポーツ活動の促進
- (5) ふれあいいいききサロン
- (6) シルバー人材センター
- (7) 就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置

1 居宅介護  
（介護予防）  
サービス

- (1) 訪問介護
- (2) 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護
- (3) 介護予防訪問看護・訪問看護
- (4) 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション
- (5) 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導
- (6) 通所介護
- (7) 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション
- (8) 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護
- (9) 介護予防短期入所療養介護（老健）・短期入所療養介護（老健）
- (10) 介護予防短期入所療養介護（病院等）・短期入所療養介護（病院等）
- (11) 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護
- (12) 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与
- (13) 特定介護予防福祉用具購入費・特定福祉用具購入費
- (14) 介護予防住宅改修・住宅改修費
- (15) 介護予防支援・居宅介護支援

2 地域密着型  
サービス

- (1) 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護
- (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護
- (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (4) 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護
- (5) 看護小規模多機能型居宅介護
- (6) 地域密着型通所介護

3 施設  
サービス

- (1) 介護老人福祉施設
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護療養型医療施設
- (4) 介護医療院

|                          |   |
|--------------------------|---|
| <p>1 介護予防・日常生活支援総合事業</p> | <p>(1) 介護予防・生活支援サービス事業<br/>         ①訪問型サービス<br/>         ②通所型サービス<br/>         ③介護予防支援事業（ケアマネジメント）</p> <p>(2) 一般介護予防事業<br/>         ①介護予防把握事業<br/>         ②介護予防普及啓発事業<br/>         ③地域介護予防活動支援事業<br/>         ④一般介護予防事業評価事業<br/>         ⑤地域リハビリテーション活動支援事業<br/>         ⑥一般介護予防事業と他の総合事業等との連携</p> <p>(3) 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施</p>  |
| <p>2 包括的支援事業</p>         | <p>(1) 地域包括支援センターの運営強化<br/>         ①介護予防ケアマネジメント事業<br/>         ②総合相談支援事業／権利擁護事業<br/>         ③包括的・継続的ケアマネジメント事業<br/>         ④地域ケア会議の開催</p> <p>(2) 在宅医療・介護連携の推進</p> <p>(3) 認知症施策の推進<br/>         ①認知症に関する正しい理解の促進<br/>         ②認知症ケアパスの活用<br/>         ③認知症初期集中支援チームの活動促進<br/>         ④認知症地域支援推進員の活動促進<br/>         ⑤本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジなど）の整備</p> <p>(4) 生活支援サービスの体制整備</p> |
| <p>3 任意事業</p>            | <p>(1) 介護給付費等費用適正化事業<br/>         ①認定調査の適正化<br/>         ②ケアプラン点検<br/>         ③介護給付費通知<br/>         ④医療情報突合・縦覧点検<br/>         ⑤住宅改修等点検</p> <p>(2) 在宅介護者見舞金支給事業</p> <p>(3) その他事業<br/>         ①住宅改修理由書作成支援事業<br/>         ②配食サービス</p>   |

## 第4章 高齢者福祉サービス

### 1 基盤整備

#### (1) 老人福祉施設

##### ① 養護老人ホーム

家庭環境や経済的理由により、自宅で生活することが困難なおおむね65歳以上の高齢者が入所するための施設で、東彼杵郡3町において「ひさご荘」を共同設置しています。入所定員数は50人で、ショートステイも整備されています。

また、介護保険の適用施設でもあり、入所者の食事、入浴等の支援、介護を行っています。

高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために、心身状態や住宅、家族関係の問題、経済的問題等により、介護保険制度では補えず、養護老人ホームでしか対応できないケースがあるため、引き続き施設と連携して利用者の支援、介護を行います。

##### ② ケアハウス

60歳以上の人を対象に、自炊できない程度の身体機能の低下等が認められるか、高齢等のために独立して生活するには不安が認められる場合で、家族による援助を受けることが困難な場合に入所し、できる限り自立した生活を送ることができるよう構造や設備の面で工夫された施設です。町内にはありませんが近隣には整備されており、家庭環境や住宅事情、心身の状況等により在宅での生活が困難な高齢者が、安心して日常生活を送ることができる施設として、情報提供や広域的な施設利用を行います。

今後、利用ニーズを調査しながら必要に応じて検討していきます。

##### ③ 福祉センター（町総合会館）

本町の福祉業務展開の拠点として、誰でも気軽に利用できる施設として福祉センターを設置し、センター内の通所介護事業所については、継続して運営しています。

今後は、事業者と連携し施設運営を行っていきます。

##### ④ 保健センター（町総合会館）

検診ルーム・ふれあいルーム・トレーニング室・シャワー室・相談室・会議室を整備し、がん検診、特定健診等の健診事業や健康相談を実施し、主に生活習慣病予防に取り組んでいます。

また、トレーニング室の利用継続促進及び、新規利用者の増加に努めます。

## **(2) 介護人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上のための取り組みの推進**

高齢者保健福祉サービスに対する利用者のニーズに適切に対応し、介護家族等の意向にも配慮した総合的な介護サービスの提供と利用を確保するためには、ケアマネジメントが適切に行われることが不可欠です。

特に、寝たきり、認知症、疾病状態にならないための介護予防が重視されるなか、介護保険事業以外の保健福祉サービスの担う役割は大きなものとなります。

また、介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算等の資料を事業所等へ配布し、介護職員の賃金向上等について協力を行います。

今後は、町独自の支援策等も検討し、事業所の人材確保に努めます。

### **①人材確保のための有償ボランティア等**

総合事業の担い手を確保するための取り組みの推進方策として、新たに有償ボランティアに係る謝金の支出やポイント制度が創設されたことを踏まえて、有償ボランティアの確保のための仕組みを検討します。

### **②介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など**

会議等を通じて事業者と連携を図りつつ、人手不足のなかでも介護サービスの質の維持・向上を実現するマネジメントモデルの構築（介護現場における業務の洗い出し・仕分け、元気高齢者の活躍）とともに、ロボット・センサー・ICTの活用、介護業界のイメージ改善等の促進を図ります。

### **③介護現場革新の取り組みの周知**

介護業界のイメージ改善等の促進にあたって、児童・生徒に対する認知症サポーター養成講座や施設訪問の実施、介護の魅力について啓発する町民向けパンフレットの配布等を検討します。

### **④業務効率化に取り組むモデル施設の取り組みの周知**

町の広報やホームページ等を通じて、町内や県内等で、ロボット・センサー・ICTの活用や元気高齢者などの活躍促進、介護現場における業務の効率化に取り組んでいるモデル施設の取り組みを紹介します。

### **⑤文書負担軽減**

介護現場の業務効率化を支援するため、国や県と連携しつつ、申請様式・添付書類や手続に関する簡素化やICT等の活用等によるペーパーレス化等を検討していきます。

## **2 地域生活の支援**

### **(1) 住宅改修支援**

介護保険サービスの住宅改修限度額 20 万円を超えた人で、一定以上の障害を有している場合のみ追加で 20 万円を限度とした住宅改修費の助成(重度障害者等日常生活用具給付等事業)を行っており、今後も必要に応じて実施します。

### **(2) 外出支援サービス**

75 歳以上の高齢者について、町営バスの運賃の割引(半額)や、運転免許証を持っていない人を対象に年間 1 万円分(辺地地区居住者は 1 万 5 千円)のタクシー利用券交付など高齢者の外出促進・支援に努めます。

### **(3) 高齢者ふれあい給食支援事業**

地域支援事業において、任意事業として実施している配食サービス利用者のうち、低所得者に対して 1 食あたり 50 円を補助することで、経済的負担の軽減を図ります。

### 3 安心・安全の暮らしづくり

#### (1) 住環境の整備

##### ①住宅環境の整備

平成 29 年 10 月に住宅セーフティネット法が施行され、支援体制について構築する必要があるため、引き続き関係部署と協議を行います。また、一人暮らしや高齢者世帯の増加を見据えて、サービス付き高齢者向け住宅など、高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保に努めます。さらに、県と連携して情報を把握することで、適切な利用につなげます。

サービス付き高齢者向け住宅等に対する指導監督の徹底により、質の確保を図ります。

##### サービス付き高齢者向け住宅

| 項目   | 実績     | 第 8 期見込み |         |         |
|------|--------|----------|---------|---------|
|      | 令和 2 年 | 令和 3 年度  | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| 定員総数 | 24 戸   | 24 戸     | 24 戸    | 24 戸    |

##### 有料老人ホーム

| 項目   | 実績     | 第 8 期見込み |         |         |
|------|--------|----------|---------|---------|
|      | 令和 2 年 | 令和 3 年度  | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 |
| 定員総数 | 28 戸   | 28 戸     | 28 戸    | 28 戸    |

##### ②住まいと生活の支援の一体的な実施

生活面に困難を抱える高齢者に対して、生活困窮者対策や養護老人ホーム等の現行の取り組みとも連携しながら、住まいと生活の支援を一体的に実施していきます。

##### ③交通安全施設・公共施設等の整備

公共施設については、高齢者及び障害者の意見を取り入れながら、段差解消の道路整備を進め、誰にとってもやさしい環境整備を推進するとともに、商店・事業所等にも協力を得ながら気軽に利用できるような施設の整備を進めます。

また、第 7 期事業計画では町中心部において、公安委員会協力のもと「ゾーン 30」の区域設定を行い、区域内における 30km 規制が実現し、路面標示を行いました。今後も、「ゾーン 30」の区域拡大については必要性があれば検討し、施設整備については可能なものから取り組んでいきます。

#### ④バリアフリー化の推進

年齢や性別、身体的能力等さまざまな特性や違いを越えて、全ての人にやさしい福祉のまちづくりを目指す長崎県「福祉のまちづくり条例」の普及・啓発に努め、福祉のまちづくりの取り組みに対する意識の高まりを推進します。

また、在宅の高齢者や障害のある人の日常生活を容易にするとともに介護者の負担を軽減するため、住宅改修事業等により必要な対象者について補助を行い、住宅のバリアフリー化を推進します。

### (2) 暮らしの安全確保

#### ①緊急通報システム事業の推進

在宅の一人暮らし高齢者や身体障害者等に対し、日常生活上の緊急事態の不安を解消することを目的として、24時間対応可能な緊急通報装置の設置を推進しています。対象となる人を適切に利用につなげるために、民生委員や地区サロンを通じて周知を行っていきます。

#### ②交通安全対策

高齢社会総合対策ネットワークに関する協定を川棚警察署と締結し、相互に連携・協力した交通安全対策の普及啓発を行っています。

#### ③防犯対策

高齢者が特殊詐欺などの被害にあわないためにも、電話録音機の貸出し等による防犯対策をとるとともに、庁舎内に消費生活相談窓口を設置しています。また、県や警察、関係機関等との連携を図り、高齢者に対する防犯意識を高め、効果的な防犯対策の実施、犯罪を未然に防ぐための広報・啓発活動を充実させ、地域の防犯対策を推進します。

#### ④消防・防災・感染症対策

消防団等の組織力を強化し災害時の呼びかけ等を実施するとともに、「防災 Info ひがしそ のぎ」による防災・災害情報の適切かつ迅速な伝達に努め、高齢者世帯を中心に戸別受信機の普及を図ります。

また、感染症の流行を受けて、各種介護予防・介護サービスの機能維持がますます重要となっていることから、町民や事業所を含めた感染症対策の徹底や、感染症に対する職員の理解の向上を図るなど、新しい生活様式に合わせた体制づくりに取り組みます。

さらに、東彼杵町地域防災計画に基づき、高齢者等の緊急時に配慮が必要となる人の安否確認や避難支援、避難所での生活支援を的確に実施するため、避難行動要支援者名簿の作成及び更新を行い、個別計画の作成を推進します。

## ⑤見守り体制の推進

「東彼杵町高齢者のための地域づくり・見守りネットワーク協議会」を開催し、地域づくり・見守りネットワークに関する関係者間の情報共有を図っていきます。

## (3) 日常生活自立支援事業の推進

判断能力の低下した人々が、地域社会において困難を抱えた場合の一次的相談窓口として、社会福祉協議会の体制の充実を図ります。

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等の判断力が十分でない人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理ができない人を援助し、関係機関と連携しながらその権利や財産を守り、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活できるように日常生活自立支援事業を推進します。

## 4 社会参加・生きがいつくり

### (1) 老人クラブ

高齢者の社会参加を進めるため老人クラブでは、スポーツ活動・ボランティア活動・文化活動・交流活動等、幅広い活動を行っています。また、毎月の例会や奉仕座談会、交流会を開き、地域との交流を図るとともに、高齢者の豊かな知識及び経験を発揮できるよう、伝統文化の継承活動やボランティア活動を推進します。

今後も、活動に必要な経費の補助や情報提供等を実施していきます。

#### 実施方法

| サービス提供主体 | 実施場所 |
|----------|------|
| 各地区老人クラブ | 町内各地 |

### (2) ボランティア活動の促進

住民の多様なニーズに柔軟に対応するためには、公的機関や介護保険のサービス提供者のみならず、NPO法人や住民ボランティア等の活動に参加するマンパワーが必要です。そこで、誰もが自分の能力や技能を生かしてボランティア活動に参加できるよう取り組むとともに、さまざまなボランティア団体が有効に活動できるよう支援します。

また、一人暮らし高齢者等の友愛訪問、安否確認を行っているシルバーボランティアについて、高齢者が人と接し、コミュニケーションを図りながら生きがいを持つと同時に、活動を行う人たち自身の生きがいや社会参加につながるよう活動を支援します。

さらに、高齢者の長年にわたり培われてきた知識や優れた技術を児童・生徒に継承するため、世代間交流を推進します。

### (3) 学習活動の促進

高齢者が学習を通じて心の豊かさや生きがいの充足を得るために、第5次東彼杵町総合計画の基本方針に掲げる「生きがいのもてる生涯学習の推進」のため実施される図書館施設の充実、講座・講演会などの学習の場の提供等への参加を促すため、生涯学習活動に関する情報提供に努めます。

### (4) スポーツ活動の促進

スポーツクラブひがしそのぎを立ち上げており、高齢者一人ひとりの年齢、体力、目的等に応じて気楽に参加し楽しむことができる生涯スポーツやレクリエーション活動を通して、高齢者の健康づくりや生きがいつくりを推進しています。

また、更なる会員数の増加を目的とし、高齢者向けの新しいスポーツを提供できるよう検討していきます。

## (5) ふれあいいきいきサロン

ふれあいいきいきサロンは、高齢者の閉じこもり予防と生きがいづくりの第一線としての役割が期待されています。平成14年4月1日に「東彼杵町ふれあいいきいきサロン連絡協議会」を設立したことで、サロンごとの情報交換や相互支援体制も整い、現在は20地区でサロンが運営されています。

今後も、新たなサロンの立ち上げや運営費の補助、健康相談及びいきいき百歳体操等の実施により、各地区サロンの安定した運営支援を実施します。

## (6) シルバー人材センター

高齢者の社会参画や就労支援、生きがいづくり対策として、就業相談・紹介サービスの充実を図るとともに、シルバー人材センターを活用した高齢者の日常生活援助等の支援活動を行います。

60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者を対象として、今後も運営費の補助金を交付し安定した運営を支援していきます。

### 実施方法

| サービス提供主体       | 実施場所         |
|----------------|--------------|
| 東彼杵町シルバー人材センター | 東彼杵町農民研修センター |

## (7) 就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取り組みを実施したい事業者等とをマッチングし、役割がある形で高齢者の社会参加等の促進のため、就労的活動支援コーディネーターの配置に向け検討を行います。

## 第5章 介護保険サービス

介護保険事業は、被保険者の保険料負担の上に成立している制度です。本町は保険者として持続的な事業運営を図るとともに、公平で質の高いサービスを提供するための取り組みや、自立支援と重度化防止を推進するために、高齢者に必要なりハビリテーションが適切なタイミングで提供されることが求められます。

適切な保険料設定のもと、サービスを必要とする人に適切なサービスが提供される体制を確保します。また、要介護（支援）者がリハビリテーションの必要に応じて利用可能な提供体制の構築に努めます。

### <介護保険サービスの給付の種類について>

介護保険サービスの給付は、利用者の要介護度に応じて、「①予防給付」と「②介護給付」の2種類に分けられます。特に前者については、要介護状態の軽減・悪化防止のために、介護予防の観点を含め、軽度認定者を対象として平成18年度（第3期）に創設されたものとなります。

なお、要介護（支援）認定は受けていないものの、要介護状態となるおそれの高い高齢者については、「地域支援事業」の対象者となります。

#### ①予防給付とは

対象者：要支援1・2認定者（状態が比較的軽く、生活機能を維持・改善できる可能性が高い人）

「明るく活力ある超高齢社会」を目指し、一貫性・連続性のある総合的な介護予防システムを確立するために、第3期計画から創設されました。既存の介護サービス内容を評価・検証し、有効になり得るものを再編したサービスと、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能向上等、介護予防効果が見込まれ新たに開始されるサービスにより構成されています。

#### ②介護給付とは

対象者：要介護1～5認定者（日常生活で介助を必要とする度合いの高い人）

基本的には通所・訪問系サービスを中心とした在宅生活を支援しつつ、利用者の心身の状態や生活環境の問題等に応じ、施設・居住系サービス等を提供する形となります。

### 1 居宅介護（介護予防）サービス

要介護高齢者が、住み慣れた家庭や地域で安心して介護を受けることができるよう、要介護高齢者や家族介護者等のニーズやケアマネジャーの要望等を十分に把握し、適切にサービスが供給されるように、各サービスの実施にあたっては、基本的なサービスと合わせ、付加的なサービスへの取り組み、必要なサービスの確保、充実に努めます。また、関係機関等と連携し、要介護認定、ケアプラン作成等、サービスの提供段階ごとに適正な事業の運用を図ります。

＜居宅介護（介護予防）サービス等＞

| 給付                                   |
|--------------------------------------|
| (1) 訪問介護                             |
| (2) 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護                |
| (3) 介護予防訪問看護・訪問看護                    |
| (4) 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション      |
| (5) 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導            |
| (6) 通所介護                             |
| (7) 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション      |
| (8) 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護            |
| (9) 介護予防短期入所療養介護（老健）・短期入所療養介護（老健）    |
| (10) 介護予防短期入所療養介護（病院等）・短期入所療養介護（病院等） |
| (11) 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護     |
| (12) 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与               |
| (13) 特定介護予防福祉用具購入費・特定福祉用具購入費         |
| (14) 介護予防住宅改修・住宅改修費                  |
| (15) 介護予防支援・居宅介護支援                   |

■ 見込量算出の考え方 ■

○地域包括ケア「見える化」システムを用いて、算出しています。

○要介護（支援）認定者数の推計値をベースとして、平成30～令和2年度の実績から算出した、

- |                     |
|---------------------|
| ①サービス受給者数           |
| ②利用者一人1月あたり利用日数（回数） |
| ③1回（1日）あたり利用単価      |

の推計値等を使用して、令和3～5年度及び令和7、22年度のサービス利用者数及び利用量を推計しています。

**（1）訪問介護**

訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、調理や洗濯等の生活援助を行うサービスです。

また、住民のニーズ等があれば緩和した基準によるサービス（訪問A）の構築について検討します。

| 区分 | 第7期実績と見込み |        |        | 第8期見込み |        |        | 将来推計   |        |
|----|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|    | H30年度     | R元年度   | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   | R7年度   | R22年度  |
| 介護 | 給付費(千円)   | 21,440 | 22,442 | 24,191 | 24,618 | 25,128 | 25,128 | 28,902 |
|    | 回数(回)     | 645.3  | 685.4  | 692.0  | 702.4  | 715.5  | 715.5  | 832.5  |
|    | 人数(人)     | 27     | 31     | 31     | 32     | 33     | 33     | 37     |

## (2) 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

移動入浴車等が自宅を訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

| 区分       |         | 第7期実績と見込み |       |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|----------|---------|-----------|-------|------|--------|------|------|------|-------|
|          |         | H30年度     | R元年度  | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 0         | 0     | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |
|          | 回数(回)   | 0.0       | 0.0   | 0.0  | 0.0    | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0   |
|          | 人数(人)   | 0         | 0     | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |
| 介護       | 給付費(千円) | 1,480     | 1,100 | 466  | 556    | 557  | 557  | 557  | 557   |
|          | 回数(回)   | 10.0      | 8.0   | 3.0  | 3.8    | 3.8  | 3.8  | 3.8  | 3.8   |
|          | 人数(人)   | 2         | 1     | 1    | 1      | 1    | 1    | 1    | 1     |

## (3) 介護予防訪問看護・訪問看護

主治医の指示に基づき、訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

| 区分       |         | 第7期実績と見込み |       |       | 第8期見込み |       |       | 将来推計  |       |
|----------|---------|-----------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
|          |         | H30年度     | R元年度  | R2年度  | R3年度   | R4年度  | R5年度  | R7年度  | R22年度 |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 1,855     | 785   | 972   | 939    | 939   | 939   | 939   | 939   |
|          | 回数(回)   | 45.3      | 22.1  | 24.3  | 23.3   | 23.3  | 23.3  | 23.3  | 23.3  |
|          | 人数(人)   | 5         | 2     | 3     | 3      | 3     | 3     | 3     | 3     |
| 介護       | 給付費(千円) | 7,482     | 8,925 | 8,357 | 8,910  | 8,915 | 9,359 | 8,915 | 9,673 |
|          | 回数(回)   | 116.8     | 135.6 | 124.4 | 131.7  | 131.7 | 139.3 | 131.7 | 143.0 |
|          | 人数(人)   | 14        | 14    | 15    | 16     | 16    | 17    | 16    | 18    |

## (4) 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が自宅を訪問し、心身の機能の維持・回復や日常生活の自立支援のためのリハビリテーションを行うサービスです。

| 区分       |         | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|----------|---------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|          |         | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 0         | 0    | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |
|          | 回数(回)   | 0.0       | 0.0  | 0.0  | 0.0    | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0   |
|          | 人数(人)   | 0         | 0    | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |
| 介護       | 給付費(千円) | 0         | 0    | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |
|          | 回数(回)   | 0.0       | 0.0  | 0.0  | 0.0    | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0   |
|          | 人数(人)   | 0         | 0    | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |

## (5) 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が自宅を訪問し、療養上の管理と指導、情報提供を行います。

| 区分       |         | 第7期実績と見込み |       |       | 第8期見込み |       |       | 将来推計  |       |
|----------|---------|-----------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
|          |         | H30年度     | R元年度  | R2年度  | R3年度   | R4年度  | R5年度  | R7年度  | R22年度 |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 0         | 0     | 0     | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     |
|          | 人数(人)   | 0         | 0     | 0     | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護       | 給付費(千円) | 802       | 1,240 | 1,535 | 2,045  | 2,047 | 2,047 | 2,047 | 2,251 |
|          | 人数(人)   | 7         | 11    | 14    | 18     | 18    | 18    | 18    | 20    |

## (6) 通所介護

デイサービスセンターに通い、入浴、食事の提供と、介護や生活上の相談や助言、健康状態の確認、レクリエーション等を通じた日常生活動作訓練等を受けるサービスです。

| 区分 |         | 第7期実績と見込み |         |         | 第8期見込み  |         |         | 将来推計    |         |
|----|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|    |         | H30年度     | R元年度    | R2年度    | R3年度    | R4年度    | R5年度    | R7年度    | R22年度   |
| 介護 | 給付費(千円) | 153,386   | 152,955 | 144,427 | 150,454 | 152,473 | 154,837 | 154,251 | 166,797 |
|    | 回数(回)   | 1,731.0   | 1,695.0 | 1,574.0 | 1,622.2 | 1,646.6 | 1,666.1 | 1,663.4 | 1,801.4 |
|    | 人数(人)   | 119       | 120     | 112     | 116     | 118     | 119     | 119     | 129     |

## (7) 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関に通い、心身の機能の維持・回復を図り日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを受けるサービスです。

| 区分       |         | 第7期実績と見込み |        |        | 第8期見込み |        |        | 将来推計   |        |
|----------|---------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          |         | H30年度     | R元年度   | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   | R7年度   | R22年度  |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 5,508     | 4,732  | 4,037  | 4,318  | 4,321  | 4,321  | 4,321  | 4,321  |
|          | 人数(人)   | 14        | 12     | 11     | 12     | 12     | 12     | 12     | 12     |
| 介護       | 給付費(千円) | 22,093    | 26,421 | 25,293 | 27,780 | 28,289 | 28,289 | 27,191 | 30,414 |
|          | 回数(回)   | 250.5     | 302.3  | 288.7  | 313.9  | 320.6  | 320.6  | 308.5  | 343.1  |
|          | 人数(人)   | 32        | 37     | 34     | 37     | 38     | 38     | 37     | 41     |

## (8) 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期間宿泊し、入浴、排せつ、食事等の日常生活の介護サービスや機能訓練を受けるサービスです。

| 区分       |         | 第7期実績と見込み |        |        | 第8期見込み |        |        | 将来推計   |        |
|----------|---------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          |         | H30年度     | R元年度   | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   | R7年度   | R22年度  |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 29        | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
|          | 日数(日)   | 0.4       | 0.0    | 0.0    | 0.0    | 0.0    | 0.0    | 0.0    | 0.0    |
|          | 人数(人)   | 0         | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 介護       | 給付費(千円) | 15,824    | 15,640 | 12,986 | 13,333 | 13,340 | 13,340 | 13,340 | 13,340 |
|          | 日数(日)   | 169.6     | 174.6  | 138.8  | 139.9  | 139.9  | 139.9  | 139.9  | 139.9  |
|          | 人数(人)   | 13        | 13     | 11     | 11     | 11     | 11     | 11     | 11     |

### (9) 介護予防短期入所療養介護(老健)・短期入所療養介護(老健)

介護老人保健施設に短期間宿泊し、入浴、排せつ、食事、その他日常生活の介護や、介護医学的管理のもとに看護や介護機能訓練等を受けるサービスです。

| 区分       |         | 第7期実績と見込み |       |       | 第8期見込み |       |       | 将来推計  |       |
|----------|---------|-----------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
|          |         | H30年度     | R元年度  | R2年度  | R3年度   | R4年度  | R5年度  | R7年度  | R22年度 |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 46        | 60    | 0     | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     |
|          | 日数(日)   | 1.4       | 0.8   | 0.0   | 0.0    | 0.0   | 0.0   | 0.0   | 0.0   |
|          | 人数(人)   | 0         | 0     | 0     | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護       | 給付費(千円) | 5,628     | 4,456 | 2,728 | 3,551  | 3,553 | 3,553 | 3,553 | 3,553 |
|          | 日数(日)   | 45.0      | 36.3  | 22.0  | 28.8   | 28.8  | 28.8  | 28.8  | 28.8  |
|          | 人数(人)   | 5         | 5     | 2     | 3      | 3     | 3     | 3     | 3     |

### (10) 介護予防短期入所療養介護(病院等)・短期入所療養介護(病院等)

介護療養型医療施設等に短期間宿泊し、入浴、排せつ、食事、その他日常生活の介護や、介護医学的管理のもとに看護や介護機能訓練等を受けるサービスです。

| 区分       |         | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|----------|---------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|          |         | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 0         | 0    | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |
|          | 日数(日)   | 0.0       | 0.0  | 0.0  | 0.0    | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0   |
|          | 人数(人)   | 0         | 0    | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |
| 介護       | 給付費(千円) | 0         | 45   | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |
|          | 日数(日)   | 0.0       | 0.5  | 0.0  | 0.0    | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0   |
|          | 人数(人)   | 0         | 1    | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |

### (11) 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等で、一定の計画に基づいて提供される入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の介護及び機能訓練を受けるサービスです。

| 区分       |         | 第7期実績と見込み |        |        | 第8期見込み |        |        | 将来推計   |        |
|----------|---------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          |         | H30年度     | R元年度   | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   | R7年度   | R22年度  |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 0         | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
|          | 人数(人)   | 0         | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 介護       | 給付費(千円) | 23,736    | 27,063 | 31,473 | 31,666 | 31,684 | 31,684 | 31,684 | 31,684 |
|          | 人数(人)   | 10        | 11     | 13     | 13     | 13     | 13     | 13     | 13     |

## (12) 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

心身の機能が低下した人に、車いす・特殊寝台・体位変換器・歩行補助つえ・歩行器・徘徊感知器・移動用リフト等、日常生活を助ける用具や機能訓練のための用具を貸与するサービスです。

| 区分       |         | 第7期実績と見込み |        |        | 第8期見込み |        |        | 将来推計   |        |
|----------|---------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          |         | H30年度     | R元年度   | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   | R7年度   | R22年度  |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 2,799     | 2,755  | 2,370  | 2,463  | 2,463  | 2,463  | 2,544  | 2,463  |
|          | 人数(人)   | 30        | 29     | 28     | 29     | 29     | 29     | 30     | 29     |
| 介護       | 給付費(千円) | 12,846    | 13,043 | 13,745 | 14,068 | 14,513 | 14,778 | 14,687 | 15,763 |
|          | 人数(人)   | 96        | 98     | 106    | 108    | 111    | 113    | 113    | 121    |

## (13) 特定介護予防福祉用具購入費・特定福祉用具購入費

福祉用具のうち、入浴や排せつのための用具の購入費の一部を所得に応じて支給するサービスです。

| 区分       |         | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|----------|---------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|          |         | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 337       | 242  | 211  | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |
|          | 人数(人)   | 1         | 1    | 1    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |
| 介護       | 給付費(千円) | 358       | 548  | 240  | 240    | 240  | 240  | 240  | 240   |
|          | 人数(人)   | 1         | 2    | 1    | 1      | 1    | 1    | 1    | 1     |

## (14) 介護予防住宅改修・住宅改修費

手すりの取り付けや段差解消、洋式便器への取り換え等、住宅改修を行った場合、所得に応じてその費用の一部を支給するサービスです。

| 区分       |         | 第7期実績と見込み |       |       | 第8期見込み |       |       | 将来推計  |       |
|----------|---------|-----------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
|          |         | H30年度     | R元年度  | R2年度  | R3年度   | R4年度  | R5年度  | R7年度  | R22年度 |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 625       | 958   | 962   | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     |
|          | 人数(人)   | 1         | 1     | 1     | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護       | 給付費(千円) | 1,460     | 2,423 | 3,837 | 5,123  | 5,123 | 5,123 | 5,123 | 5,766 |
|          | 人数(人)   | 2         | 2     | 5     | 7      | 7     | 7     | 7     | 8     |

### (15) 介護予防支援・居宅介護支援

介護サービス等を適切に利用するため、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を受けて、適切な介護計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス提供確保のために事業者との連絡調整、施設への紹介等を行うサービスです。

| 区分       |         | 第7期実績と見込み |        |        | 第8期見込み |        |        | 将来推計   |        |
|----------|---------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          |         | H30年度     | R元年度   | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   | R7年度   | R22年度  |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 1,904     | 1,790  | 1,771  | 1,834  | 1,835  | 1,835  | 1,887  | 1,887  |
|          | 人数(人)   | 36        | 34     | 34     | 35     | 35     | 35     | 36     | 36     |
| 介護       | 給付費(千円) | 24,794    | 25,171 | 24,142 | 25,330 | 26,047 | 26,216 | 26,428 | 28,184 |
|          | 人数(人)   | 173       | 180    | 178    | 185    | 190    | 191    | 193    | 206    |

## 2 地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、要介護者等の生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護者等の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるべきサービスであり、高齢者が要介護（支援）状態となっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするためのサービス提供を行います。

今後の要介護（支援）認定者数やサービス利用者数の見込みを踏まえながら、介護保険事業計画に沿った基盤整備を行い、適切なサービス供給を図ります。

### <地域密着型サービス>

| サービス名                             | 実施予定 |
|-----------------------------------|------|
| (1) 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護     | ○    |
| (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護 | ○    |
| (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※）           | ○    |
| (4) 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護   | ○    |
| (5) 看護小規模多機能型居宅介護（※）              | ○    |
| (6) 地域密着型通所介護（※）                  | ○    |
| 夜間対応型訪問介護                         | なし   |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護                  | なし   |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護              | なし   |

※町内に施設はないが、町外の施設利用を想定

### ■ 見込量算出の考え方 ■

○地域包括ケア「見える化」システムを用いて、算出しています。

○要介護（支援）認定者数の推計値をベースとして、平成30～令和2年度の実績から算出した、

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①サービス受給者数</li> <li>②利用者一人1月あたり利用日数（回数）</li> <li>③1回（1日）あたり利用単価</li> </ul> |
|--|

の推計値等を使用して、令和3～5年度及び令和7、22年度のサービス利用者数及び利用量を推計しています。

#### （1）介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

デイサービスセンターなどで、認知症の高齢者に機能訓練などを行うサービスです。

| 区分       |         | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|----------|---------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|          |         | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 0         | 0    | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |
|          | 回数(回)   | 0.0       | 0.0  | 0.0  | 0.0    | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0   |
|          | 人数(人)   | 0         | 0    | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |
| 介護       | 給付費(千円) | 746       | 341  | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |
|          | 回数(回)   | 13.0      | 5.6  | 0.0  | 0.0    | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0   |
|          | 人数(人)   | 1         | 1    | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |

## (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護

比較的安定した認知症状態の要介護者が、共同生活を送りながら、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援及び機能訓練等を受けるサービスです。

| 区分       |         | 第7期実績と見込み |        |         | 第8期見込み  |         |         | 将来推計    |         |
|----------|---------|-----------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|          |         | H30年度     | R元年度   | R2年度    | R3年度    | R4年度    | R5年度    | R7年度    | R22年度   |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 0         | 177    | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
|          | 人数(人)   | 0         | 0      | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 介護       | 給付費(千円) | 98,512    | 96,280 | 137,397 | 144,312 | 147,617 | 144,392 | 144,392 | 157,133 |
|          | 人数(人)   | 32        | 30     | 42      | 44      | 45      | 44      | 44      | 48      |

## (3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供するサービスです。

| 区分 |         | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|----|---------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|    |         | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 介護 | 給付費(千円) | 233       | 0    | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |
|    | 人数(人)   | 0         | 0    | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |

## (4) 介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。

また、住民のニーズ等があれば整備の必要性及びサービスの提供について検討します。

| 区分       |         | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|----------|---------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|          |         | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 0         | 0    | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |
|          | 人数(人)   | 0         | 0    | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |
| 介護       | 給付費(千円) | 0         | 0    | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |
|          | 人数(人)   | 0         | 0    | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |

### (5) 看護小規模多機能型居宅介護

一つの事業所で「訪問看護」、「小規模多機能型居宅介護」の二つのサービスを提供する複合型サービスです。

また、住民のニーズ等があれば整備の必要性及びサービスの提供について検討します。

| 区分 |         | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|----|---------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|    |         | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 介護 | 給付費(千円) | 0         | 0    | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |
|    | 人数(人)   | 0         | 0    | 0    | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |

### (6) 地域密着型通所介護

デイサービスセンターなどで、認知症の高齢者に機能訓練などを行うサービスです。

| 区分 |         | 第7期実績と見込み |       |       | 第8期見込み |       |       | 将来推計  |       |
|----|---------|-----------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
|    |         | H30年度     | R元年度  | R2年度  | R3年度   | R4年度  | R5年度  | R7年度  | R22年度 |
| 介護 | 給付費(千円) | 6,906     | 5,292 | 4,501 | 4,625  | 4,628 | 4,628 | 4,628 | 4,628 |
|    | 回数(回)   | 94.9      | 74.6  | 63.5  | 65.1   | 65.1  | 65.1  | 65.1  | 65.1  |
|    | 人数(人)   | 8         | 6     | 6     | 6      | 6     | 6     | 6     | 6     |

### 3 施設サービス

介護老人福祉施設については、利用者を要介護3～5等の重度者に重点化するとともに、居住系サービスとの調整を図りながら、サービス量の確保に努め、個室・ユニットケア化を進める等、多様な住まいの普及に取り組みます。

#### <施設サービス>

| サービス名         |
|---------------|
| (1) 介護老人福祉施設  |
| (2) 介護老人保健施設  |
| (3) 介護療養型医療施設 |
| (4) 介護医療院     |

#### ■ 見込量算出の考え方 ■

○地域包括ケア「見える化」システムを用いて、算出しています。

○要介護（支援）認定者数の推計値をベースとして、平成30～令和2年度の実績から算出した、

- |            |
|------------|
| ①サービス受給者数  |
| ②1人あたり利用単価 |

の推計値等を使用して、令和3～5年度及び令和7、22年度のサービス利用者数及び利用量を推計しています。

#### (1) 介護老人福祉施設

常時介護を必要とする高齢者で、自宅での介護が困難な要介護者が入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活や療養上の世話、機能訓練、健康管理を行う施設サービスです。

| 区分 | 第7期実績と見込み |        |         | 第8期見込み  |         |         | 将来推計    |         |         |
|----|-----------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|    | H30年度     | R元年度   | R2年度    | R3年度    | R4年度    | R5年度    | R7年度    | R22年度   |         |
| 介護 | 給付費(千円)   | 97,900 | 106,083 | 136,211 | 130,799 | 130,871 | 130,871 | 136,312 | 141,998 |
|    | 人数(人)     | 36     | 39      | 50      | 47      | 47      | 47      | 49      | 51      |

#### (2) 介護老人保健施設

病状が安定しており、看護や介護に重点をおいたケアが必要な人が入所し、医学的管理の下に機能訓練や、日常生活の介助を行うサービスです。居宅における生活への復帰を目指す施設で、原則として要介護者が入所対象者となります。

| 区分 |         | 第7期実績と見込み |         |         | 第8期見込み  |         |         | 将来推計    |         |
|----|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|    |         | H30年度     | R元年度    | R2年度    | R3年度    | R4年度    | R5年度    | R7年度    | R22年度   |
| 介護 | 給付費(千円) | 137,921   | 147,089 | 169,672 | 167,816 | 167,909 | 167,909 | 174,514 | 186,913 |
|    | 人数(人)   | 46        | 47      | 53      | 52      | 52      | 52      | 54      | 58      |

### (3) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期にわたって療養を必要とする人が入所し、療養上の管理、看護や医学的管理下での介護、機能訓練及びその他必要な医療を行うサービスです。

介護療養型施設については、令和5年度末に廃止され介護医療院へ転換されます。

| 区分 |         | 第7期実績と見込み |       |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|----|---------|-----------|-------|------|--------|------|------|------|-------|
|    |         | H30年度     | R元年度  | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 介護 | 給付費(千円) | 4,859     | 1,779 | 0    | 0      | 0    | 0    |      |       |
|    | 人数(人)   | 1         | 0     | 0    | 0      | 0    | 0    |      |       |

### (4) 介護医療院

日常的な医療管理が必要な重度介護者の受入れや、看取り・ターミナル等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、平成30年4月に新設されました。

| 区分 |         | 第7期実績と見込み |       |        | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|----|---------|-----------|-------|--------|--------|------|------|------|-------|
|    |         | H30年度     | R元年度  | R2年度   | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 介護 | 給付費(千円) | 0         | 2,652 | 18,147 | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |
|    | 人数(人)   | 0         | 1     | 4      | 0      | 0    | 0    | 0    | 0     |

## 第6章 地域支援事業

### 1 介護予防・日常生活支援総合事業

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

##### ①訪問型サービス

要支援者等に対し、入浴、排せつ、食事などの介助や、家事などの日常生活上の支援を提供するものです。

現在、従前相当のサービスしか実施できていませんが、人員体制などの施設基準を緩和したサービスの導入を、状況に応じ随時検討していきます。

|          | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|----------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|          | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 利用者数（延べ） | 25人       | 23人  | 23人  | 25人    | 25人  | 25人  | 24人  | 25人   |

##### ②通所型サービス

###### ア 従前の通所介護相当サービス

要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供するものです。

現在、従前相当のサービスしか実施できていませんが、利用者側と事業者側のニーズを調査しながら、人員体制などの施設基準を緩和したサービスの導入を、状況に応じ随時検討していきます。

|          | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|----------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|          | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 利用者数（延べ） | 41人       | 35人  | 35人  | 34人    | 34人  | 34人  | 37人  | 39人   |

###### イ 通所型サービスC

要支援認定者及び生活機能の状態を調べる基本チェックリストに該当した方を対象に、生活機能改善のため、運動器の機能向上や栄養・口腔機能改善、認知症予防への支援を行っています。対象となる方を適切に事業へつなぐことができるよう、窓口及び関係機関への普及啓発を図ります。

また、事業内容については、運動・栄養・歯科等の専門職の役割を明確化し連携を強化します。

#### 実施方法

| サービス提供主体 | 実施場所 |
|----------|------|
| 町        | 総合会館 |

|          | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|----------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|          | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 回数       | 140回      | 36回  | 30回  | 36回    | 36回  | 36回  | 36回  | 36回   |
| 参加者数(延べ) | 1,690人    | 160人 | 120人 | 160人   | 165人 | 170人 | 170人 | 170人  |

### ③介護予防支援事業(ケアマネジメント)

要介護認定において要支援1又は2と判定された方や介護や支援が必要になるおそれのある方(総合事業対象者)を対象に、介護予防支援計画書(ケアプラン)を作成し、要介護状態にならないように支援します。また、サービス実施後に効果を評価し、必要に応じて支援計画の見直しを行います。今後は、ケアプランの地域包括支援センター内での回覧や地域ケア会議を通じて、引き続き要支援認定者の重度化防止、状態改善がより一層得られるよう、状態に即した効果的なケアマネジメントの実施に取り組みます。

## (2) 一般介護予防事業

### ①介護予防把握事業

訪問や総合相談事業等により収集した情報や要支援1・2の認定者でサービス利用がない要介護者の状況確認等により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。

### ②介護予防普及啓発事業

ア よんなっせ・よってみんな

「よんなっせ」を3回/週、「よってみんな」を1回/週、開催し、介護予防のための筋力運動や脳トレなどを実施しています。今後も、高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、参加者増を目指し広報活動を強化し周知を進めます。

#### 実施方法

| サービス提供主体 | 実施場所            |
|----------|-----------------|
| 町        | 総合会館・農村環境改善センター |

|          | 第7期実績と見込み |        |        | 第8期見込み |        |        | 将来推計   |        |
|----------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          | H30年度     | R元年度   | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   | R7年度   | R22年度  |
| 回数       | 130回      | 168回   | 150回   | 160回   | 160回   | 160回   | 160回   | 160回   |
| 参加者数(延べ) | 1,039人    | 1,601人 | 1,100人 | 1,500人 | 1,550人 | 1,600人 | 1,650人 | 1,650人 |

※H30年度は、「すこやかくらぶ」、「よってみんな」の実績。R元年度は、「よんなっせ」、「よってみんな」の実績

## イ 食生活改善推進員地区活動

地域でボランティア活動を実施する食生活改善推進員が各地区の老人クラブやサロン等の会合に合わせ、健診の受診勧奨やカルシウム摂取、減塩、低栄養予防等のテーマで講習・試食会など、食生活改善の普及活動を行い、高齢者の健康づくりを推進します。また、1回あたり5,000円を上限として食材費を補助しています。

現在、食生活改善推進員が配置されているのは町内34地区中22地区で、コロナ禍の活動制限もあり活動回数及び参加数は変動があるものの、今後も地域での活動の支援を継続して行っています。

### 実施方法

| サービス提供主体   | 実施場所    |
|------------|---------|
| 食生活改善推進協議会 | 各地区公民館等 |

|      | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|      | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 回数   | 35回       | 46回  | 20回  | 20回    | 40回  | 40回  | 45回  | 45回   |
| 参加者数 | 791人      | 624人 | 200人 | 200人   | 400人 | 400人 | 600人 | 600人  |

## ③地域介護予防活動支援事業

### ア ふれあいいきいきサロン健康相談・健康教育

住民主体の通いの場である「ふれあいいきいきサロン」の参加者で、健康に関する悩みや不安を抱えている人に対して、看護師が血圧測定や個別の相談に応じるとともに、必要に応じて指導・助言を行います。今後は、組織の拡大に努めつつ、専門職による介護予防に関する基本的な知識を提供し、高齢者が積極的に健康づくりに取り組めるように支援します。

### 実施方法

| サービス提供主体 | 実施場所        |
|----------|-------------|
| 町        | 地区公民館（21か所） |

|      | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|      | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 回数   | 52回       | 46回  | 38回  | 45回    | 45回  | 45回  | 45回  | 45回   |
| 参加者数 | 761人      | 642人 | 565人 | 630人   | 630人 | 630人 | 630人 | 630人  |

#### イ 転倒骨折予防体操教室等への支援

加齢に伴う運動器の機能低下の予防を目的として、地区で取り組まれており、継続実施できるように支援を行っています。

現在、町内1か所の教室に対して、月1回のペースで介護予防事業支援員を派遣しています。

#### 実施方法

| サービス提供主体 | 実施場所   |
|----------|--------|
| 町        | 教室実施会場 |

|      | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|      | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 回数   | 12回       | 11回  | 8回   | 12回    | 12回  | 12回  | 12回  | 12回   |
| 参加者数 | 123人      | 106人 | 80人  | 110人   | 110人 | 110人 | 110人 | 110人  |

#### ウ いきいき百歳体操支援

いきいき百歳体操の実施団体に対して、継続支援しています。今後も、現在立ち上がっている10か所の支援を継続していくとともに、まだ立ち上がっていない地区への普及啓発を行っていきます。

#### 実施方法

| サービス提供主体 | 実施場所   |
|----------|--------|
| 町        | 教室実施会場 |

|          | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|----------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|          | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 実施団体数    | 4団体       | 6団体  | 10団体 | 11団体   | 12団体 | 13団体 | 15団体 | 20団体  |
| 支援回数     | 28回       | 12回  | 52回  | 30回    | 35回  | 30回  | 35回  | 40回   |
| 参加者数(延べ) | 478人      | 109人 | 616人 | 300人   | 350人 | 300人 | 350人 | 400人  |

### ④一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。毎年、達成状況の把握・公表等を行い計画の進捗管理を行います。

## ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関わりを促進します。そのため、地域包括支援センターと地域リハビリテーション広域支援センターや関係機関と連携を図ります。

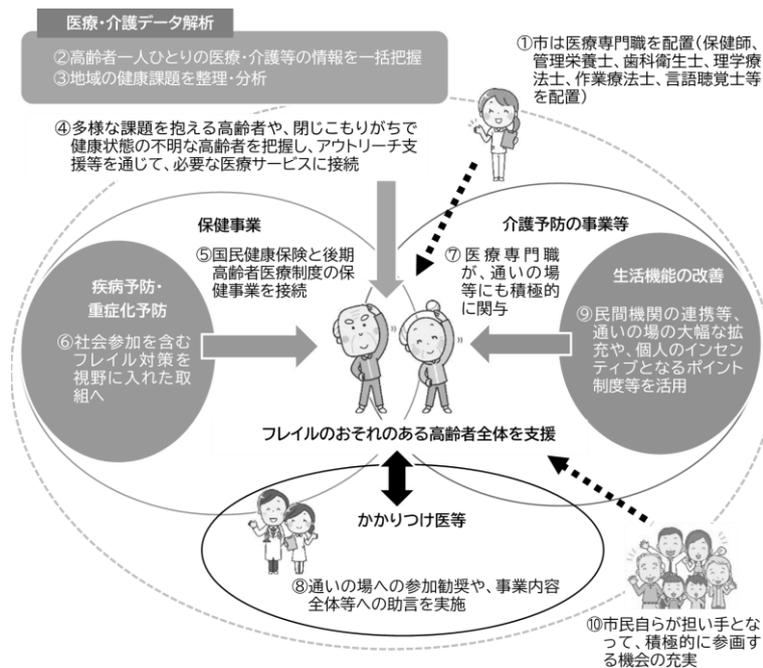
## ⑥一般介護予防事業と他の総合事業等との連携

一般介護予防事業を効果的・効率的に実施するために、通いの場への専門職の積極的な関与の促進や、介護予防・自立支援のための地域ケア会議や生活支援体制整備事業といった他の事業との連携を進めます。

## (3) 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施

令和6年度までに全市区町村で実施することとされている「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」について、令和3年度から関係部署と連携を図りながら、高齢者の重症化予防（個別支援）や通いの場等への健康教育（ポピュレーションアプローチ）を行います。

また、KDBシステムを活用し、後期高齢者の医療・健診・介護レセプトデータ等により、地域の健康課題の分析や個別訪問を必要とする対象者等の把握を行い、地域の医療機関団体等との積極的な連携・課題の共有を行います。また、通いの場等において、フレイル予防の普及啓発活動や運動・栄養・口腔等のフレイル予防などの健康教育・健康相談の実施及び高齢者の状況に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援等の双方の取り組みを関係機関と連携して進めます。さらに、データの利活用にあたっては、個人情報取扱いへの配慮等を含めた環境の整備に努めます。



出典：高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について[概要版]（令和2年4月厚生労働省保険局高齢者医療課）の図をもとに作成

## 2 包括的支援事業

### (1) 地域包括支援センターの運営強化

#### ①介護予防ケアマネジメント事業

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標として、1) アセスメント、2) 介護予防ケアプランの作成、3) サービス提供後の再アセスメント、4) 事業評価といったプロセスにより事業を実施します。

また、要支援認定者が、介護予防の重要性を理解するとともに、自身にとって適切な介護予防ができるよう支援します。

|                | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|----------------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|                | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 介護予防支援件数       | 38件       | 38件  | 37件  | 37件    | 37件  | 37件  | 37件  | 37件   |
| 介護予防ケアマネジメント件数 | 32件       | 34件  | 34件  | 34件    | 34件  | 34件  | 34件  | 34件   |

※1月あたりの利用実績

#### ②総合相談支援事業／権利擁護事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域におけるネットワークの構築をはじめ、高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援等を実施します。実態把握や総合相談の過程で、特に権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、成年後見制度の活用や老人福祉施設等への措置、虐待及び困難事例への対応、消費者被害の防止等を行います。また、研修などを通じて、スキルアップに努め、実践で対応できるように努めます。

さらに、国で新たに創設された重層的支援体制整備事業について、町における検討状況を踏まえつつ、当該事業と連携したスムーズな相談支援の実現を目指します。

|    | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|----|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|    | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 回数 | 466回      | 646回 | 550回 | 550回   | 550回 | 550回 | 550回 | 550回  |

#### ③包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、医療機関を含む関係施設やボランティア等さまざまな社会資源との連携・協力体制の整備等、包括的・継続的なケア体制の構築や地域におけるケアマネジャーのネットワーク体制の構築等の業務を行います。今後は、連絡会やケアマネジャー勉強会の位置づけ、あり方、内容など再検討していきます。

#### ④地域ケア会議の開催

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、医療、介護の専門職など多職種や関係者が連携してケア方針を検討し、高齢者の介護予防と自立支援に取り組みます。今後は、地域ケア推進会議の開催に向けて協議を行います。

|      | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|      | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 会議回数 | 12回       | 11回  | 9回   | 12回    | 12回  | 12回  | 12回  | 12回   |

#### (2) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関や介護サービス事業者等の連携を推進します。また、看取りに関する取り組みや、認知症への対応力を強化していく観点から取り組みを推進します。

在宅医療・介護連携推進のための会議等を開催し、医療介護関係者で地域の現状を共有し、課題への対応策を検討しながら改善を図る必要があります。また、平成31年4月に東彼杵郡在宅医療・介護連携支援センター（通称：たんぽぽ）を長崎川棚医療センター内に設立し、毎月1回行政担当者（川棚町・波佐見町・東彼杵町・事務局）による定例会議を開催しており、今後も継続して担当者会議や必要に応じて実務者会議も開催していきます。

|      | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|      | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 会議回数 | 0回        | 12回  | 10回  | 12回    | 12回  | 12回  | 12回  | 12回   |

### (3) 認知症施策の推進

#### ① 認知症に関する正しい理解の促進

認知症に関する知識の不足により誤解等が生じ、認知症の人への虐待や介護放棄に発展することがないように、住民に対して認知症の特徴や対応等の啓発活動を図り、地域全体において、認知症についての誤解や偏見のない正しい知識の普及・啓発を促進します。

地域の方々への認知症の知識の普及・啓発を目的として、令和元年度は民生委員・児童委員、令和2年度は「ふれあいいきいきサロン」役員を対象に認知症サポーター養成講座を開催しました。

今後は、町内の各団体や教育分野（コスモス大学）等と連携を図り、地域住民を対象に認知症に対する正しい知識の普及・啓発を推進します。

|        | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|--------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|        | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 普及啓発回数 | 22回       | 11回  | 10回  | 15回    | 15回  | 15回  | 15回  | 15回   |
| 参加人数   |           | 177人 | 180人 | 200人   | 200人 | 200人 | 200人 | 200人  |

#### ② 認知症ケアパスの活用

認知症は、さまざまな原因疾患により引き起こされるため、支援内容も個人の状態に応じたものとなります。

認知症の人への支援の流れを取りまとめ、高齢者の状態に応じた対応ができるよう、令和3年3月に認知症ケアパスを作成しました。

今後は認知症ケアパスの周知と適切な運用に努めます。

#### ③ 認知症初期集中支援チームの活動促進

複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による助言・指導を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行うことにより、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し自立生活のサポートを行います。

第7期は平成30年4月にチームを設置し、チーム員会議を開催しながら関係者との協議を進めています。今後も、適宜チーム員会議を開催し継続していきます。

|      | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|      | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 開催回数 | 3回        | 3回   | 3回   | 4回     | 4回   | 4回   | 4回   | 4回    |

#### ④認知症地域支援推進員の活動促進

認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する専門職を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。

第7期は、平成30年4月に認知症地域支援推進員を配置し、サロン等の通いの場にチラシを配布し、認知症に関する相談業務等の周知活動を実施しています。今後は、認知症カフェの設置等を予定しており、社会全体で認知症の方やその家族を支える基盤づくりを構築していきます。

|      | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|      | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 相談件数 | 73件       | 156件 | 160件 | 160件   | 160件 | 160件 | 160件 | 160件  |

#### ⑤本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジなど）の整備

認知症キャラバンメイトや認知症サポーターや、その他地域住民等で支援チームをつくり、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み「チームオレンジ」の体制整備を令和7年度までに推進しています。

#### （4）生活支援サービスの体制整備

令和元年度に策定した、目指す地域像『思いやりと支えあいのある東そのぎ町』実現のため、生活支援コーディネーターを配置し第1層協議体（ささえあいたい東そのぎ）を設置しました。

第7期介護保険事業計画の期間においては、地域ケア会議やサロン等へ参加することにより生活支援の課題を把握・整理し、地域のニーズにあった新たなサービスの開発の必要性等について確認しました。

第8期介護保険事業計画の期間においては、令和元年度に設置した第1層協議体と協働で、必要なサービスの実施について検討していきます。

### **3 任意事業**

#### **(1) 介護給付費等費用適正化事業**

介護給付の適正化については、長崎県介護給付費適正化計画に基づき、長崎県と一体となって適正化事業を推進し、適切な介護給付に努めます。

##### **①認定調査の適正化**

要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、職員が訪問又は書面等の審査を通じて点検し、適切かつ公平な要介護認定に努めます。また、長崎県等が主催する認定調査員研修に参加し認定調査員の能力向上を図ります。

##### **②ケアプラン点検**

介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成した居宅介護サービス計画等の記載内容について、事業者に資料提出を求め、職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供の改善を図ります。

##### **③介護給付費通知**

受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた取り組みを行います。

##### **④医療情報突合・縦覧点検**

長崎県国民健康保険団体連合会から提供される医療給付情報突合リスト及び重複請求縦覧チェック一覧表等の資料を活用し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検や給付日数を確認します。

##### **⑤住宅改修等点検**

改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施行状況を点検することにより、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修がないか確認します。

|                 | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|-----------------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|                 | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| ケアプラン点検件数       | 0件        | 0件   | 30件  | 24件    | 24件  | 24件  | 24件  | 24件   |
| 介護給付費通知件数       | 754件      | 794件 | 780件 | 800件   | 800件 | 800件 | 800件 | 800件  |
| 認定調査員の研修        | 3回        | 2回   | 2回   | 2回     | 2回   | 2回   | 2回   | 2回    |
| 医療情報突合・縦覧点検(月数) | 12月       | 12月  | 12月  | 12月    | 12月  | 12月  | 12月  | 12月   |
| 住宅改修等点検割合       | 100%      | 100% | 100% | 100%   | 100% | 100% | 100% | 100%  |

## (2) 在宅介護者見舞金支給事業

要介護4以上の認定を受けた高齢者を在宅で介護している家族を対象に、在宅介護者見舞金として年6万円を支給します。

現在、民生委員・児童委員より周知を行っていますが、介護者からの申請は少なく、実際にはもっと多くの対象者がいると考えられます。

今後は、町内の寝たきり高齢者の把握を進め、事業の周知を図っていきます。

|        | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|--------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|        | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 支給対象者数 | 4人        | 5人   | 7人   | 7人     | 7人   | 7人   | 10人  | 10人   |

## (3) その他事業

### ①住宅改修理由書作成支援事業

高齢者が在宅で日常生活を送れるよう、申請者の状況に応じた住宅改修を行います。住宅改修理由書作成については、町内ケアマネジャーによる支援を実施します。

|      | 第7期実績と見込み |      |      | 第8期見込み |      |      | 将来推計 |       |
|------|-----------|------|------|--------|------|------|------|-------|
|      | H30年度     | R元年度 | R2年度 | R3年度   | R4年度 | R5年度 | R7年度 | R22年度 |
| 対象者数 | 1人        | 1人   | 2人   | 2人     | 2人   | 2人   | 4人   | 4人    |

### ②配食サービス

在宅高齢者のうち、一人暮らしや高齢者夫婦の世帯で、買い物や調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅に訪問し、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、高齢者の安否の確認を行います。また、65歳未満の方で調理等が困難な方においても特例的に利用を認めています。

介護保険によるデイサービスや介護ヘルパー等のサービス利用者の増加により、本事業の利用者数は横ばいで推移していますが、今後、独居高齢者や高齢者夫婦世帯が増えることが予想され、本事業の利用者も徐々に増えることが予想されます。

今後も、介護保険サービス利用だけでは補えない部分を互いに補完する形で、事業を推進します。

実施方法

| サービス提供主体 | 実施場所  |
|----------|-------|
| 社会福祉協議会  | 各対象者宅 |

|             | 第7期実績と見込み |        |        | 第8期見込み |        |        | 将来推計   |        |
|-------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|             | H30年度     | R元年度   | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   | R7年度   | R22年度  |
| 利用者数（年間実人数） | 31人       | 32人    | 33人    | 34人    | 35人    | 36人    | 38人    | 50人    |
| 延べ配食数       | 2,266食    | 2,890食 | 4,000食 | 4,100食 | 4,200食 | 4,300食 | 4,500食 | 5,500食 |

## 第7章 介護保険事業に係る費用と保険料

### 1 事業費算出の流れ

介護保険事業費及び第1号被保険者介護保険料は、計画期間（令和3～5年度）における第1号被保険者数及び要介護（支援）認定者数の見込み、さらに、介護保険サービス及び地域支援事業に係る費用見込等をもとに算定します。

#### （1）財源

介護保険制度における総事業費の財源構成は、原則として50%を被保険者の保険料、残りの50%を公費としています。また、被保険者の保険料のうち、23%を第1号被保険者、27%を第2号被保険者がまかなうこととなります。

#### （2）算出の方法

##### 【事業費の見込み】

- ①介護保険給付費（総給付費）
- ＋) ②特定入所者介護サービス費等
- ＋) ③地域支援事業費
- ＋) ④高額介護サービス費等、その他

---

以上合計の23% = ⑤第1号被保険者負担分相当額

##### 【市町村ごとに異なる係数】

- ⑤第1号被保険者負担分相当額
- ＋) ⑥調整交付金相当額
- －) ⑦調整交付金見込額
- ＋) ⑧財政安定化基金償還金
- －) ⑨準備基金取崩額
- －) ⑩財政安定化基金取崩による交付額
- －) ⑪保険者機能強化推進交付金等の交付見込額

---

⑫保険料収納必要額

##### 【第1号被保険者の保険料額の計算】

- ⑫保険料収納必要額
- ÷) ⑬予定保険料収納率
- ÷) ⑭所得段階別加入割合補正後被保険者数

---

⑮「保険料の基準額」（年額）

|                         |                |
|-------------------------|----------------|
| ①介護保険給付費（総給付費）          | 2,309,781,000円 |
|                         | +              |
| ②特定入所者介護サービス費等          | 58,521,406円    |
|                         | +              |
| ③地域支援事業費                | 144,925,875円   |
|                         | +              |
| ④高額介護サービス費等、その他         | 43,286,764円    |
|                         | =              |
| 介護保険事業費見込額              | 2,556,515,045円 |
|                         | ×              |
| 第1号被保険者負担割合             | 23%            |
|                         | =              |
| ⑤第1号被保険者負担分相当額          | 587,998,460円   |
|                         | +              |
| ⑥調整交付金相当額               | 124,382,893円   |
|                         | -              |
| ⑦調整交付金見込額               | 157,859,000円   |
|                         | +              |
| ⑧財政安定化基金償還金             | 0円             |
|                         | -              |
| ⑨準備基金取崩額                | 34,700,000円    |
|                         | -              |
| ⑩財政安定化基金取崩による交付額        | 0円             |
|                         | -              |
| ⑪保険者機能強化推進交付金等の交付見込額    | 0円             |
|                         | +              |
| 市町村特別給付費等               | 0円             |
|                         | =              |
| ⑫保険料収納必要額               | 519,822,353円   |
|                         | ÷              |
| ⑬予定保険料収納率               | 98.7%          |
|                         | ÷              |
| ⑭所得段階別加入割合補正後被保険者数（3年間） | 8,779人         |
|                         | =              |
| 年額保険料                   | 59,992円        |
|                         | ÷              |
| 月額に変換                   | 12か月           |
|                         | ≒              |
| 月額保険料（基準額）              | 5,000円         |
| 【参考】準備基金取崩額の影響額         | 334円           |
| 【参考】財政安定化基金取崩による交付額の影響額 | 0円             |

## 2 事業費の見込み

### (1) 介護給付費

単位：千円

|                      | R 3<br>年度 | R 4<br>年度 | R 5<br>年度 | R 7<br>年度 | R 22<br>年度 |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| (1) 居宅サービス           |           |           |           |           |            |
| 訪問介護                 | 24,618    | 25,128    | 25,128    | 25,128    | 28,902     |
| 訪問入浴介護               | 556       | 557       | 557       | 557       | 557        |
| 訪問看護                 | 8,910     | 8,915     | 9,359     | 8,915     | 9,673      |
| 訪問リハビリテーション          | 0         | 0         | 0         | 0         | 0          |
| 居宅療養管理指導             | 2,045     | 2,047     | 2,047     | 2,047     | 2,251      |
| 通所介護                 | 150,454   | 152,473   | 154,837   | 154,251   | 166,797    |
| 通所リハビリテーション          | 27,780    | 28,289    | 28,289    | 27,191    | 30,414     |
| 短期入所生活介護             | 13,333    | 13,340    | 13,340    | 13,340    | 13,340     |
| 短期入所療養介護（老健）         | 3,551     | 3,553     | 3,553     | 3,553     | 3,553      |
| 短期入所療養介護（病院等）        | 0         | 0         | 0         | 0         | 0          |
| 福祉用具貸与               | 14,068    | 14,513    | 14,778    | 14,687    | 15,763     |
| 特定福祉用具購入費            | 240       | 240       | 240       | 240       | 240        |
| 住宅改修費                | 5,123     | 5,123     | 5,123     | 5,123     | 5,766      |
| 特定施設入居者生活介護          | 31,666    | 31,684    | 31,684    | 31,684    | 31,684     |
| (2) 地域密着型サービス        |           |           |           |           |            |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 0         | 0         | 0         | 0         | 0          |
| 夜間対応型訪問介護            | 0         | 0         | 0         | 0         | 0          |
| 認知症対応型通所介護           | 0         | 0         | 0         | 0         | 0          |
| 小規模多機能型居宅介護          | 0         | 0         | 0         | 0         | 0          |
| 認知症対応型共同生活介護         | 144,312   | 147,617   | 144,392   | 144,392   | 157,133    |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 0         | 0         | 0         | 0         | 0          |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0         | 0         | 0         | 0         | 0          |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | 0         | 0         | 0         | 0         | 0          |
| 地域密着型通所介護            | 4,625     | 4,628     | 4,628     | 4,628     | 4,628      |
| (3) 施設サービス           |           |           |           |           |            |
| 介護老人福祉施設             | 130,799   | 130,871   | 130,871   | 136,312   | 141,998    |
| 介護老人保健施設             | 167,816   | 167,909   | 167,909   | 174,514   | 186,913    |
| 介護医療院                | 0         | 0         | 0         | 0         | 0          |
| 介護療養型医療施設            | 0         | 0         | 0         | 0         | 0          |
| (4) 居宅介護支援           | 25,330    | 26,047    | 26,216    | 26,428    | 28,184     |
| 合計                   | 755,226   | 762,934   | 762,951   | 772,990   | 827,796    |

※端数処理の関係で計が一致しない場合があります。

## (2) 予防給付費

単位：千円

|                          | R3年度  | R4年度  | R5年度  | R7年度  | R22年度 |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| <b>(1) 介護予防サービス</b>      |       |       |       |       |       |
| 介護予防訪問入浴介護               | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防訪問看護                 | 939   | 939   | 939   | 939   | 939   |
| 介護予防訪問リハビリテーション          | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防居宅療養管理指導             | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防通所リハビリテーション          | 4,318 | 4,321 | 4,321 | 4,321 | 4,321 |
| 介護予防短期入所生活介護             | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防短期入所療養介護（老健）         | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防短期入所療養介護（病院等）        | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防福祉用具貸与               | 2,463 | 2,463 | 2,463 | 2,544 | 2,463 |
| 特定介護予防福祉用具購入費            | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防住宅改修                 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防特定施設入居者生活介護          | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| <b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b> |       |       |       |       |       |
| 介護予防認知症対応型通所介護           | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護          | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護         | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| <b>(3) 介護予防支援</b>        | 1,834 | 1,835 | 1,835 | 1,887 | 1,887 |
| <b>合計</b>                | 9,554 | 9,558 | 9,558 | 9,691 | 9,610 |

※端数処理の関係で計が一致しない場合があります。

## (3) 地域支援事業費

単位：千円

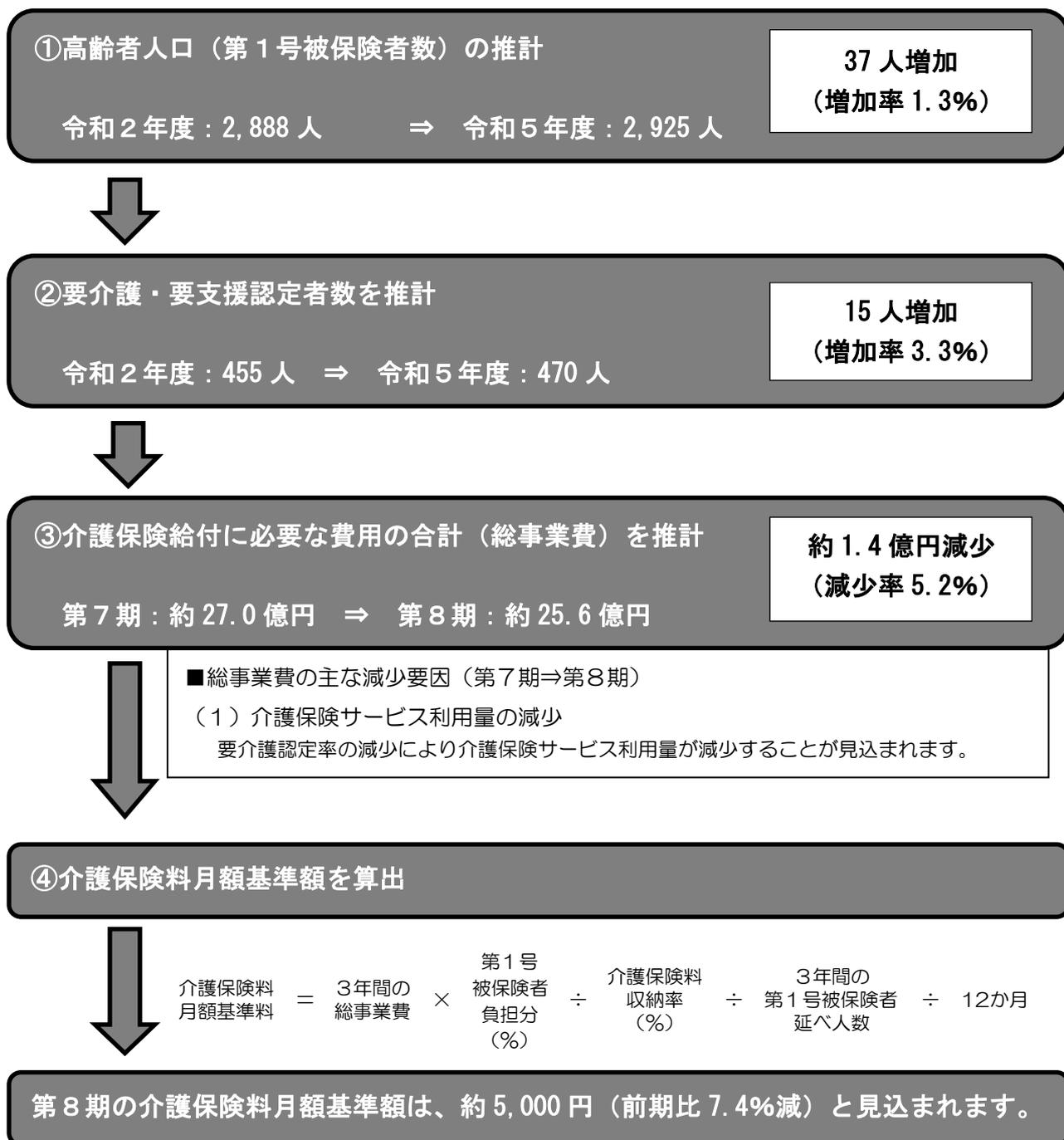
|                               | R3年度   | R4年度   | R5年度   | R7年度   | R22年度  |
|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業費              | 25,270 | 25,358 | 25,440 | 26,131 | 27,239 |
| 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費 | 13,564 | 13,706 | 13,812 | 19,933 | 16,863 |
| 包括的支援事業（社会保障充実分）              | 9,213  | 9,259  | 9,302  | 4,273  | 4,273  |

## (4) その他

単位：千円

|                   | R3年度   | R4年度   | R5年度   | R7年度   | R22年度  |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特定入所者介護サービス費等給付額  | 20,315 | 19,039 | 19,167 | 19,329 | 20,473 |
| 高額介護サービス費等給付額     | 11,440 | 11,577 | 11,651 | 11,750 | 12,444 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 2,202  | 2,246  | 2,251  | 2,295  | 2,413  |
| 算定対象審査支払手数料       | 631    | 644    | 645    | 658    | 691    |

### 3 第1号被保険者介護保険料基準額（算定表）



第7期よりも月額基準額が低下するのは、第7期計画策定時の所得段階別補正後第1号被保険者数よりも増加していることが影響しています。

同じ計算方法で算出した令和7年度の介護保険料月額基準額は、約5,693円と見込んでいます。今後、令和3年4月に実施される介護報酬改定や介護保険制度改正により、負担額が増減することが想定され、それを踏まえた上で最終推計を実施します。

## 4 所得段階別加入者数

介護保険料の所得段階については、被保険者の負担能力に応じた、より細かい段階の設定が可能です。

このため、本町では、以下のように所得段階別の保険料を設定します。これにより、低所得や制度改正に伴う被保険者への保険料負担の軽減を図ります。

### <所得段階別の保険料の設定>

| 所得段階 | 対象者   | 保険料基準額<br>に対する割合 | 年額<br>保険料 |
|------|---|------------------|-----------|
| 第1段階 | ・生活保護を受けている人<br>・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人<br>・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金の収入額の合計が80万円以下の人 | 基準額×0.5          | 30,000円   |
| 第2段階 | ・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金の収入額の合計が80万円以上120万円以下の人  | 基準額×0.75         | 45,000円   |
| 第3段階 | ・世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金の収入額の合計が120万円以上の人  | 基準額×0.75         | 45,000円   |
| 第4段階 | ・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人年金収入等が80万円以下の人   | 基準額×0.9          | 54,000円   |
| 第5段階 | ・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人年金収入等が80万円以上の人   | 基準額              | 60,000円   |
| 第6段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人  | 基準額×1.2          | 72,000円   |
| 第7段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人   | 基準額×1.3          | 78,000円   |
| 第8段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人   | 基準額×1.5          | 90,000円   |
| 第9段階 | ・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人  | 基準額×1.7          | 102,000円  |

### <所得段階別人数>

| 所得段階 | 令和3年度  |        | 令和4年度  |        | 令和5年度  |        | 基準額に<br>対する割合 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|
|      | 人数     | 割合     | 人数     | 割合     | 人数     | 割合     |               |
| 第1段階 | 521人   | 17.8%  | 519人   | 17.8%  | 521人   | 17.8%  | 0.5           |
| 第2段階 | 245人   | 8.4%   | 244人   | 8.4%   | 246人   | 8.4%   | 0.75          |
| 第3段階 | 225人   | 7.7%   | 224人   | 7.7%   | 225人   | 7.7%   | 0.75          |
| 第4段階 | 368人   | 12.6%  | 367人   | 12.6%  | 369人   | 12.6%  | 0.9           |
| 第5段階 | 400人   | 13.7%  | 399人   | 13.7%  | 401人   | 13.7%  | 1.0           |
| 第6段階 | 412人   | 14.1%  | 410人   | 14.1%  | 412人   | 14.1%  | 1.2           |
| 第7段階 | 374人   | 12.8%  | 372人   | 12.8%  | 374人   | 12.8%  | 1.3           |
| 第8段階 | 181人   | 6.2%   | 180人   | 6.2%   | 181人   | 6.2%   | 1.5           |
| 第9段階 | 196人   | 6.7%   | 195人   | 6.7%   | 196人   | 6.7%   | 1.7           |
| 計    | 2,922人 | 100.0% | 2,910人 | 100.0% | 2,925人 | 100.0% |               |

## 第8章 計画の推進体制

### 1 推進体制の整備

#### (1) 庁内関係部局の連携

健康ほけん課が中心となり、まちづくり課、総務課等、関係各課と関係資料の提供や情報交換等、緊密な連携を図り、各課の分担業務を明確化し、高齢者の視点に立ったまちづくりを推進します。また、東彼杵町総合計画、東彼杵町総合戦略等関係計画及び施策との連携・調整を図り、総合的な高齢者施策の推進に努めます。

#### (2) 地域包括支援センターを中心としたネットワークの整備

高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を営むためには、介護保険制度や高齢者福祉サービス等公的な福祉サービスだけでなく、地域の社会資源等との有機的なネットワークによる支援も重要となり、地域包括ケアシステムを構築する機関としての地域包括支援センターの持つ役割が非常に重要なものとなります。

そのため、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・医療・福祉の向上、生活の安定のために必要な支援を、地域包括支援センター運営協議会をはじめ関係機関や団体との連携を図り、地域包括支援センターの機能を強化します。

#### (3) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域における住民組織や公私における社会福祉活動の拠点として、市民の社会福祉活動への参加を支援するとともに、地域・保健・医療・福祉・介護の各分野と緊密に連携をとりながら、各種の相談業務、福祉サービスの提供等の社会福祉活動に取り組みます。

また、地域と行政とのパイプ役としての役割を強化し連携を図るとともに、地域に根ざした組織としての確立を図ります。

#### (4) 医療機関等との連携

医師会、歯科医師会、薬剤師会及び医療機関等と連携し、高齢者に対する生活の質（QOL）向上対策を積極的に推進し、また、高齢者の医療サービス提供体制の強化を図ります。

#### (5) 保健所・福祉事務所との連携

保健所・福祉事務所等関係機関との相互連携を図り、各関係機関との連携を強化します。

## 2 介護保険サービスの質の向上と事業の適正化

### (1) 適切なサービス提供体制の確保

介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域や家庭で適切な介護サービスが受けられ、自立した生活が継続できる支援体制が必要です。

このため、利用者の立場に立ったきめ細やかで効果的・総合的な介護サービス計画を作成し、居宅サービスや地域密着型サービス等の介護サービスの提供体制を整備するとともに、それぞれの身体状況や生活環境に応じた満足のゆくサービスを選択して利用できるよう、居宅サービスの質の維持・向上、サービス供給量の確保を図ります。

また、居宅介護支援事業者やサービス提供事業者への情報提供を行うとともに、不正給付の防止、良質かつ効率的なサービス利用が行われるよう、介護支援専門員の研修会を通じて指導・助言体制を強化し、定期的に実施状況の点検を行います。

### (2) 介護給付の適正化

介護保険給付費の増大を抑制するため、地域コミュニティによる住民の自発的な健康づくりを最優先においた施策を実現するとともに、介護サービス利用者にとって真に必要なサービスが適切に提供されるように、長崎県介護給付適正化計画に基づき介護給付適正化事業を実施します。

そのために、介護保険の理念である「自立支援」のためのサービス提供を基本としながらも、認定の適正化及び、国の「ケアプラン点検支援マニュアル」等を活用したケアプランの点検等を実施して、より一層のサービス利用の適正化に努めることにより、介護給付の適正化を図ります。

### (3) 要介護認定の適正化

サービス利用の前提は要介護（要支援）認定です。

適正かつ公平な要介護認定の確保を図るため、全ての認定調査内容について、職員で点検を実施します。また、長崎県等が主催する認定調査員研修会等へ参加し、認定調査員の能力向上及び判断基準の平準化を図ります。

### (4) 介護支援専門員の資質向上

介護支援専門員は被保険者やその家族の相談に応じ、介護ニーズを把握した上でケアプランを作成し、利用者本位の適切なサービス利用につなげるという重要な役割を担っています。

研修等により、介護支援専門員の資質の向上、居宅サービス等の向上を図るとともに、町内のサービス事業所に勤務する介護支援専門員が業務を行う上で必要な情報の共有を図り、サービスの質の維持・向上を目指します。

## **(5) 相談・苦情処理の体制づくり**

地域包括支援センターや役場窓口、社会福祉協議会を中心として要介護認定からサービスの内容に関する事まで、高齢者に関わる幅広い相談を十分に受け止め、問題解決やサービス向上につながる体制を整備します。

また、サービス利用者からの相談、苦情に迅速に対応するとともに、関係団体やサービス事業者、民生委員等多くの人々からの意見を取り入れ、介護保険サービスの質の向上を図ります。

### 3 計画推進に向けた役割分担

本計画に係る事業は、保険事業、介護保険サービス、介護予防、高齢者福祉サービス等の保健福祉関連分野だけでなく、まちづくりや生涯学習等多岐にわたる政策が関連します。

このため、関係各課が連携し、一体となって取り組みを進めることで、高齢者が安心して生活できる地域づくりの指針となる計画の推進を図ります。

#### (1) 町の役割

町は、本計画の推進主体として、計画内容に基づき、高齢者福祉施策の総合的な推進を図るとともに、サービス基盤の整備や人材育成、情報提供、相談支援体制の充実を進め、計画の進行管理の責任主体となります。

併せて、町民等の主体的な活動に対する支援に取り組みます。

#### (2) 町民の役割

高齢期になっても、できる限り心身共に健康に生活できるよう、健康づくりや介護予防に配慮した生活に努めるなど、町民一人ひとりの取り組みが必要です。

また、地域活動・ボランティア活動等に主体的に参加し、活力ある地域社会の担い手としての活動が期待されます。

#### (3) 事業者・関係機関等の役割

サービス事業者、保健・医療・福祉の関係機関等は、それぞれが担う役割を認識し、高齢者の有する能力に応じた、適正で質の高いサービスを提供することが求められます。

また、行政や地域、関係機関との連携を一層深め、サービス利用者の視点に立った効果的な事業を展開することが期待されます。

#### (4) 地域組織等の役割

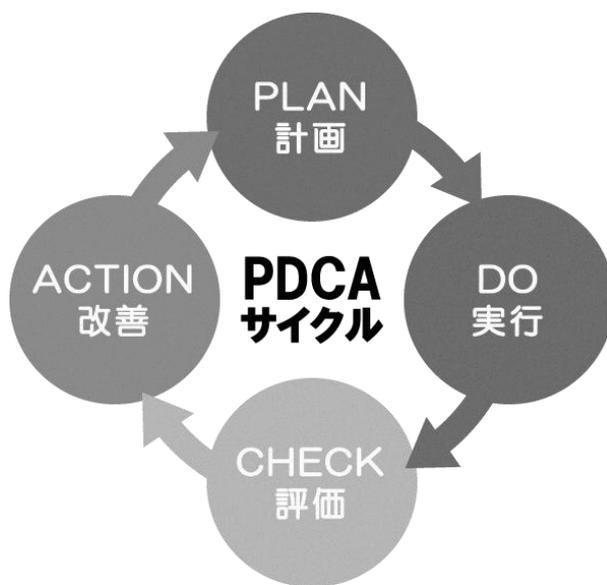
自治会等の地域組織、民生委員、社会福祉協議会、NPO法人等は、地域の連帯意識の醸成や、支援が必要な高齢者の発見・見守り、身近な相談窓口としての役割、町民の活動の場づくり等、地域活動の主体として福祉活動の先頭として活動していくことが期待されます。

## 4 計画の進行管理と評価

本計画で掲げた目標については、その進捗状況を点検、調査及び評価等を行い、PDCAサイクルによる改善を図っていくことで、本計画がより効果的なものとなるよう努めます。

目標の達成状況については、計画の最終年度である令和5年度に町の広報やホームページ等において公表します。

PDCAサイクル 概念図



## 5 計画の周知

地域包括支援センターや自治会・老人クラブ等が実施する講演会・学習会等に、広報誌・パンフレット等を提供し、本計画の内容や介護保険制度や介護保険サービス、介護保険事業、地域での生活を支援する福祉事業等の周知に努めるとともに、町ホームページ等、たくさんの方が閲覧できる広報活動を推進します。

また、地域の組織や各種団体等とも連携し、老人クラブ等のあらゆる機会を通して高齢者が施策や事業内容を十分に理解し、サービスを適正に利用できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。

### 1 東彼杵町介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 14 年 5 月 22 日

告示第 34 号

(設置)

第 1 条 介護保険事業及び急速に増加する高齢者に対する総合的かつ長期的な展望にたった施策についての調査研究を行い、東彼杵町介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の策定に当たり、広く各界各層の意見を当該計画に反映させるため、東彼杵町介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 介護保険事業計画の円滑な推進に関すること。
- (2) 老人保健福祉計画に係るサービス供給体制の整備に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの設置に関すること。
- (4) 地域密着型サービスの確保に係る次の事項に関すること。

ア サービスの指定に関すること。

イ サービスの指定基準及び介護報酬の策定に関すること。

ウ サービス事業者の質の確保、運営評価その他町長が適正な運営を確保するために必要と認められる事項

- (5) その他計画の策定及び運営に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者で組織し、町長が委嘱する。

- (1) 医師代表
- (2) 介護保険施設の代表
- (3) 関係団体の代表
- (4) 保険者代表
- (5) 被保険者代表

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、前条第 1 号から第 5 号までに掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、その職にある期間とする。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに補欠委員を委嘱するものとし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を総括し、議事進行に当たる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、健康ほけん課に事務局を置く。

2 事務局長は健康ほけん課長の職にある者とし、事務局員は健康ほけん課の職員をもって充てる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年1月12日告示第46号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月1日告示第92号)

この要綱は告示の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月31日告示第42号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月1日告示第68号)

この要綱は、公布の日から施行する。

## 2 東彼杵町介護保険事業計画策定委員会委員名簿

| 氏名                   | 区分        | 備考                     |
|----------------------|-----------|------------------------|
| ミシマ カスアキ<br>三島 一晃    | 医師代表      | 郡医師会東彼杵地区代表            |
| アビコ マサル<br>我孫子 勝     | 介護保険施設等代表 | 特別養護老人ホーム<br>もみの木荘 施設長 |
| ミネ カスコ<br>三根 和子      | 介護保険施設等代表 | グループホームのんのホーム長         |
| モウリ マサトシ<br>毛利 政俊    | 関係団体の代表   | 町民生児童委員協議会会長           |
| イワオ リュウタロウ<br>岩尾 龍太郎 | 関係団体の代表   | 東彼杵町社会福祉協議会事務局長        |
| ナニワ ノリヨシ<br>浪花 教義    | 被保険者代表    | 第2号被保険者                |
| ハマノ タカヒロ<br>濱野 孝博    | 被保険者代表    | 第1号被保険者                |
| ワタナベ チエ<br>渡邊 千恵     | 被保険者代表    | 第2号被保険者                |
| ミネ サダヒコ<br>三根 貞彦     | 保険者代表     | 東彼杵町副町長                |
| シゲヤマ ユウコ<br>茂山 優子    | 保険者代表     | 地域包括支援センター係長           |

### 3 用語解説

|        |                      |  |
|--------|----------------------|--|
| あ<br>行 | アセスメント               | 事前評価、初期評価。福祉利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために、援助活動に先立って行われる一連の手続をいう。   |
|        | NPO法人                | 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的として活動する団体のことをいう。特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得している。   |
| か<br>行 | 介護支援専門員<br>(ケアマネジャー) | 要介護者等からの相談に応じて、適切な介護保険サービスを受けられるよう事業者等との連絡調整を行い、ケアプラン(介護サービス計画)を作成する専門的な知識・技術を有する専門職。  |
|        | 介護予防・日常生活<br>支援総合事業  | 市町村の判断により、要支援者・介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる制度で、今回の介護保険制度の改正で導入が予定されている。地域包括支援センターが、利用者の状態像や意向に応じて、予防給付で対応するのか、新たな総合サービスを利用するのかを判断し、利用者の状態像に合わせ、見守り・配食等も含めて、生活を支えるための総合的で多様なサービスを提供することが可能になるとされている。 |
|        | 基本チェックリスト            | 65歳以上の方を対象に、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもりなどの調査項目について「はい」「いいえ」で回答し、介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかを確認するための質問表。  |
|        | 協議体                  | 市町村が主体となり、生活支援コーディネーターと生活支援等の提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。  |
|        | 居宅サービス               | 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与等をいう。   |
|        | 緊急通報装置               | 在宅の病弱な高齢者や重度身体障害者を対象として、急病や災害発生などの緊急時における迅速かつ適切な救急救助体制をとり、生活不安の解消と生命の安全を確保するため、自宅と消防署を直結した通報装置。  |
|        | ケアハウス                | 60歳以上で、加齢等により自宅で生活することに不安がある人が、比較的低料金で入所でき、食事の提供を受けられる施設をいう。施設の設置者が介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業者であれば、施設内で介護サービスを受けることができ、そうでなければ居宅介護サービス事業者からサービスを受けることになる。   |
|        | ケアプラン                | ケアマネジメントの過程において、アセスメント(課題分析)により利用者のニーズを把握し、必要なサービスを検討して作成する介護サービス計画。   |
|        | ケアマネジメント             | 要介護者とその家族等の希望に応じて、保健、医療、福祉の各サービスを組み合わせ、適切な身体的・精神的・社会的なケアプランを作成し、継続的に援助することをいう。   |
|        | KDBシステム              | 国保データベースシステムの略で、国保連合会が行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」、「医療(後期高齢者医療含む)」、「介護保険」等の情報を活用し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施のサポートを目的に構築されたシステム。   |

|        |               |  |
|--------|---------------|--|
|        | 高額介護サービス費     | 所得が一定以下の介護サービス利用者に対して、サービス利用料の自己負担額が一定額以上になったときに、超過分を保険給付から支給する制度。   |
|        | 後期高齢者         | 高齢者を2段階に区分する場合、75歳以上の高齢者をいう。これに対し、65歳以上75歳未満を前期高齢者という。   |
|        | 高齢化率          | 総人口に占める65歳以上人口の割合をいう。  |
|        | 高齢期           | 加齢によって心身の機能の衰退が始まる時期で、一般的には65歳以上をいう。   |
| さ<br>行 | サービス付き高齢者向け住宅 | 高齢者の居住の安定確保に関する法律の基準により登録される、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供する、バリアフリー構造の住宅。  |
|        | 作業療法士（OT）     | 理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持ち、医師の指示により、身体又は精神に障害のある人に対して、手芸、工作、歌、ダンス、ゲームなどの作業療法によってリハビリテーションを行う専門技術者。  |
|        | 施設サービス        | 介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設及び介護医療院におけるサービスをいう。  |
|        | 消費者被害         | 商品を購入したときや、サービスを契約するなどの消費行動に伴って発生する被害をいう。近年、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引（マルチ商法）などによって被害が生じた事例が多数報告されている。  |
|        | シルバー人材センター    | 高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織。原則として市（区）町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の指定を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営をしている。  |
|        | 身体機能          | 実際に身体を動かして動作を行う能力のことをいう。   |
|        | 生活機能          | 歩行、食事、排せつ、入浴及び着脱衣等の日常生活を独力で営む能力のことをいう。   |
|        | 生活支援コーディネーター  | 生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う。   |
|        | 生活習慣病         | 生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。   |
|        | 成年後見制度        | 財産管理や契約、遺産分割等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法等の被害にあったりするおそれのある、病気や障害のため判断能力が著しく低下した人を保護・支援する制度。選任された後見人等が本人の意思を尊重し、その法律行為の同意や代行などを行う。                      |
| た<br>行 | 団塊ジュニア世代      | 昭和46年～昭和49年頃の第2次ベビーブーム時代に生まれた世代。   |
|        | 団塊の世代         | 昭和22年～昭和24年頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。約810万人と推定され、前後の世代に比べて2～3割程度人口が多い。  |
|        | 地域ケア会議        | 高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるためのもの。 |

|        |                      |  |
|--------|----------------------|--|
|        | 地域支援事業               | 高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため市町村が行う事業をいう。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業がある。   |
|        | 地域包括ケア<br>地域包括ケアシステム | 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが日常生活圏域で、切れ目なく提供される体制をいう。   |
|        | 地域包括ケア「見える化」システム     | 都道府県・市町村における計画策定・実行を支えるために「介護・医療の現状分析・課題抽出支援」「課題解決のための取組事例の共有・施策検討支援」、「介護サービス見込み量等の将来推計支援」、「介護・医療関連計画の実行管理支援」の機能を提供するもの。   |
|        | 地域包括支援センター           | 介護予防のケアマネジメントを行う機関をいう。高齢者に対する総合的な相談窓口としての機能もある。保健師又は看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種がそれぞれ配置されており、互いの専門性を生かして問題の解決に努めている。   |
|        | 地域密着型サービス            | 認知症などで介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日常生活圏域の中で提供される多様で柔軟な介護サービス。市町村が事業者指定の権限を持ち、原則としてその市町村の住民のみが利用できる。   |
|        | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 第5期介護計画で新設された地域密着型サービスで、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。  |
| な<br>行 | 認知症                  | 認知障害により、社会生活や職業上の機能に支障をきたす状態・症状をいう。従来の「痴呆」という用語については、侮蔑的な意味を含む表現であり適切でないことから、平成16年(2004年)の厚生労働省通知により「認知症」と用語を見直している。   |
|        | 認知症ケアパス              | 認知症の人やその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか、知るためのもの。  |
|        | 認知症サポーター             | 認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人。   |
|        | 認知症初期集中支援チーム         | 複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的(おおむね6か月)に行い、自立生活のサポートを行う。  |
|        | 認知症地域支援推進員           | 認知症の人ができる限り住み慣れたよい環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う。   |
| は<br>行 | パブリックコメント            | (国民・住民・市民など) 公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。日本では、意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることも多い。パブリックコメント手続(制度)とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆(国民、都道府県民、市町村民など)の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。 |
|        | バリアフリー               | 「障壁がないこと」を指す。障害のある人、高齢者などの行動を阻害するような都市、環境、建築等の物理的なバリア、さらに人間の心理的なバリア、そして社会的制度におけるバリアなど、全ての障壁を取り除こうという考え方。   |
|        | 避難行動要支援者名簿           | 災害が発生したとき、又は発生しそうなときに特に避難支援を必要とする方の名簿。   |

|        |            |   |
|--------|------------|---|
|        | 訪問看護ステーション | 病気や障害を持った方が住み慣れた地域や家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、医師や他の医療専門職、ケアマネジャーなどと連携し、自立への援助を促し療養生活を支援する訪問看護サービスを提供する事業所。                         |
| ま<br>行 | 民生委員       | 社会福祉の向上を任務とし、高齢者、児童、障害者、生活困窮者等への見守り、訪問、相談及び支援活動を行うとともに、地域住民の実態を把握し、ボランティア事業への協力等を行う者。昭和 23 年制定の民生委員法により都道府県知事が推薦し厚生労働大臣が委嘱する。 |
| や<br>行 | 有料老人ホーム    | 食事の提供など、日常生活に必要なサービスを提供する施設で、自立した高齢者から要介護者まで、おおむね 60 歳以上の人を対象とし、各事業者が入居判定を行う。   |
|        | 養介護施設      | 老人福祉法に規定される老人福祉施設、有料老人ホーム及び介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター等をいう。   |
|        | 要介護者       | ①要介護状態にある 65 歳以上の人。<br>②要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の人で、その原因である身体上や精神上的の障害が特定疾病によって生じた人。  |
|        | 要支援者       | ①要介護状態となるおそれがある状態にある 65 歳以上の人。<br>②要介護状態となるおそれがある状態にある 40 歳以上 65 歳未満の人で、その原因である身体上や精神上的の障害が特定疾病によって生じた人。                      |
| ら<br>行 | 理学療法士（PT）  | 理学療法士及び作業療法士法による国家資格を持ち、身体機能の回復を電気刺激、マッサージ、温熱その他理学的な手段で行う専門技術者。   |

第8期東彼杵町  
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

発行年月：令和3年3月

発行：東彼杵町

編集：東彼杵町 健康ほけん課

住所：〒859-3808

長崎県東彼杵郡東彼杵町蔵本郷 1850 番地6

URL：<http://www.sonogi.jp/>